

## 緊急時等の報告（正式評価）

「緊急時等の評価（分類）基準と関係者へのレベル表示」（令和 2 年 8 月 28 日 第 9 回フォローアップ委員会にて改定）に基づき、第 13 回フォローアップ委員会（令和 3 年 12 月 22 日 Web 開催）からこれまでに関係者に通報した 1 件について、緊急時等への対応が終了したので正式評価（分類）を実施し、次のとおり報告する。

なお、今回の報告する 1 件については暫定評価と同じ評価結果であった。

① 豊島処分地の作業員が新型コロナウイルスの陽性者となった件について	評価レベル								
<p>&lt;異常時緊急時等の通報内容&gt;</p> <p>【第 1 報】令和 4 年 2 月 18 日 地下水浄化対策関係の作業員 1 名の新型コロナウイルスの陽性を確認 当該作業員の属するグループについて 2 月 18 日からの作業停止を連絡</p> <p>【第 2 報】令和 4 年 2 月 21 日 保健所の積極的疫学調査の結果、PCR 検査等の受検が必要な作業員なし 上記グループについて 2 月 22 日からの作業再開を連絡</p>	<p>&lt;暫定評価（分類）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1384 711 2072 805"> <thead> <tr> <th>人身への影響</th> <th>基準の逸脱等</th> <th>事業進捗への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 軽度</td> <td>1. 問題なし</td> <td>2. 軽度</td> </tr> </tbody> </table>			人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響	2. 軽度	1. 問題なし	2. 軽度
人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響							
2. 軽度	1. 問題なし	2. 軽度							
<p>&lt;修復作業の内容&gt;</p> <p>「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」（R2. 5. 27 作成、R3. 10. 21 改定版）（以下、「コロナ対応マニュアル」という。）に基づき、感染者の属するグループの作業を停止し、グループ内の作業員を自宅待機させた。保健所の疫学調査の結果、濃厚接触者又はその他の接触者と判断された者がいなかったため、PCR 検査等の行政検査は行わなかった。</p> <p>再開に当たっては、改めて各事業者に対して、コロナ対応マニュアルを周知徹底した。</p> <p>&lt;事業への影響&gt;</p> <p>令和 4 年 2 月 18 日から 21 日までの 4 日間（作業日としては 2 日間）、当該グループの作業が停止した。</p>	<p>&lt;正式評価（分類）&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1384 1034 2072 1128"> <thead> <tr> <th>人身への影響</th> <th>基準の逸脱等</th> <th>事業進捗への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 軽度</td> <td>1. 問題なし</td> <td>2. 軽度</td> </tr> </tbody> </table>			人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響	2. 軽度	1. 問題なし	2. 軽度
人身への影響	基準の逸脱等	事業進捗への影響							
2. 軽度	1. 問題なし	2. 軽度							

(参考)

図1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における運用方針（評価（分類）の流れ）

- ① 緊急時等の発生
- ② 請負事業者等は、廃棄物対策課に報告する。
- ③ 請負事業者等からの報告などに基づき、廃棄物対策課は、次の評価（分類）基準表により、速やかに緊急時等の暫定評価（分類）を行い、その結果を付して関係者に連絡する。
- ④ また、技術アドバイザーに状況を報告し、指導・助言を得る。
- ⑤ 廃棄物対策課は緊急時等への対応が終了した時点で、必要に応じ暫定評価（分類）を見直し、正式評価（分類）を行い、フォローアップ委員会に報告する。

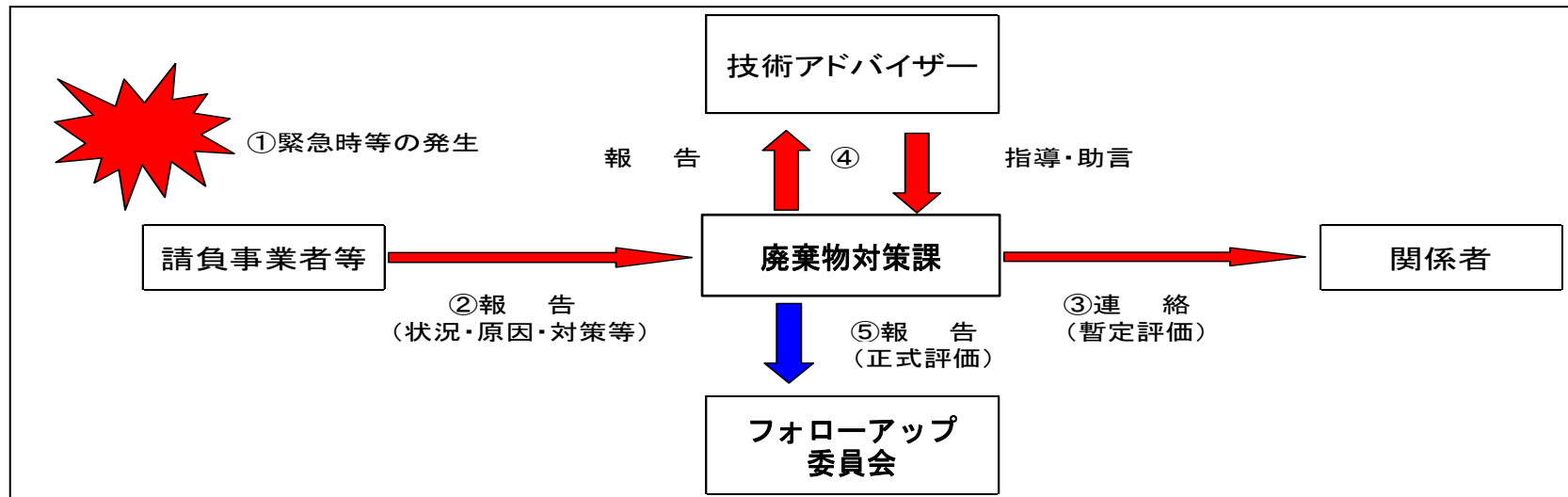


表1 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における評価（分類）基準表

【豊島】

評価 レベル	人身への影響		基準の逸脱等	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	緊急搬送したもの	入院加療を要したものの以上	管理基準値を超過したものが豊島処分地外への流出	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日を超えて停止
2	緊急搬送等の対応を要しないもの	通院加療等を要したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の破損等</li> <li>管理基準値の超過を確認（場外への流出なし）</li> </ul>	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日以内の範囲で停止
1	影響がないもの	影響がなかったもの	基準を満足	影響がないもの

【輸送（海上、陸上）】

評価 レベル	人身への影響		基準の逸脱等	事業への影響
	暫定評価	正式評価		
3	緊急搬送したもの	入院加療を要したものの以上	海域への廃棄物、油の流出	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日を超えて停止
2	緊急搬送等の対応を要しないもの	通院加療等を要したもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域への廃棄物、油以外（洗剤、物品等）の流出</li> <li>陸上での廃棄物等の飛散</li> </ul>	事故・トラブル等により施設・設備・工事が7日以内の範囲で停止
1	影響がないもの	影響がなかったもの	影響がないもの	影響がないもの

## 各種マニュアル等の全面見直し

## 1. 概要

処分地全域での地下水における排水基準の達成が確認され、高度排水処理施設を始めとして各施設の解体・撤去工事が進展しており、これまでと作業の体制や形態等の変化が生じている。これに伴ってマニュアルの全面見直しを行うため、今回、以下のとおりマニュアルの新規策定・廃止を行うものである。

また、第 38 回豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会（R4.2.16 資料発送、R4.2.24 決定事項の報告）にて、新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアルを改訂しており、別添 6 のとおり報告する。

## 2. 対象のマニュアル

資料番号	マニュアル名	見直しの区分
別添 1	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事） 暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理 マニュアル	新規策定 (概要は別表参照)
別添 2	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事） 異常時・緊急時等対応マニュアル	
別添 3	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事） 豊島処分地における見学者への対応マニュアル	
別添 4	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事） 豊島における環境計測及び周辺環境モニタリング マニュアル	
別添 5	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事） 健康管理マニュアル	
—	高度排水処理施設 運転・維持管理マニュアル 活性炭吸着塔 運転・維持管理マニュアル 凝集膜分離装置 運転・維持管理マニュアル	廃止

## 3. 報告するマニュアル

資料番号 (別紙等)	マニュアル名	見直しの概要
別添 6 (別紙 1～5、 参考)	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業にお ける新型コロナウイルス感染症の拡大 防止ならびに感染者発生時の対応	引用資料の変更に伴う修正 (第 38 回健康管理委員会 にて改訂済み)



別表 整理表（各マニュアルの策定）

マニュアル	既存マニュアルからの主な変更内容
<p>豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 （第Ⅱ期工事）暫定的な環境保全 措置の施設等に関する維持管理マ ニュアル</p>	<p>①撤去済み施設（沈砂池、承水路、鉛直遮水壁、揚水人孔等） に係る内容を削除 ②維持管理の内容を「水管理マニュアル」に準拠するよう修正 ③別紙「処分地チェック表」を同マニュアルに合わせて修正 ④別図「施設配置図」を現状に合わせて修正</p>
<p>豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 （第Ⅱ期工事）異常時・緊急時等 対応マニュアル</p>	<p>①撤去済み施設（高度排水処理施設、沈砂池、揚水人孔等）に 係る内容を削除 ②別添 1～3 を現状に合わせて再定義 ③別添 5～7 の各対応を現状に合わせて修正</p>
<p>豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 （第Ⅱ期工事）豊島処分地におけ る見学者への対応マニュアル</p>	<p>①撤去済み施設（高度排水処理施設）に係る内容を削除 ②見学ルートを現状に合わせて修正 ③新型コロナウイルス感染症に関する内容を追記</p>
<p>豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 （第Ⅱ期工事）豊島における環境 計測及び周辺環境モニタリングマ ニュアル</p>	<p>①撤去済み施設（高度排水処理施設、沈砂池等）に係る内容を 削除 ②環境基準の見直しを反映</p>
<p>豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 （第Ⅱ期工事）健康管理マニユア ル</p>	<p>①撤去済み施設（高度排水処理施設等）に係る内容を削除 ②新型コロナウイルス感染症への対策を追記 ③熱中症への対策を追記</p>

**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）  
暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル**

<目次>

I	主 旨 .....	1
II	概 要 .....	1
III	維持管理 .....	2
1	通常時の管理 .....	2
2	異常時の管理 .....	2
3	荒天時の管理 .....	2

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R4. 4. 15	新規策定	第14回フォローアップ委員会

## I 主 旨

- 1 本マニュアルは、暫定的な環境保全措置の施設等の維持管理が適切に行われるよう作成された「暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル」をもとに、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）における豊島処分地の状況も踏まえて、維持管理手法等を取りまとめたものである。
- 2 本マニュアルは、暫定的な環境保全措置として整備した次の施設に適用する。なお、撤去工事の進捗に伴い、各施設を構成する設備に変更が生ずることがある。

施 設※	対 象 設 備
①雨水排除施設	外周排水路
②貯留施設	貯留トレンチ
③土堰堤保全施設	土堰堤の根固め、築堤工
④雨水等貯留施設	水門

※ 各施設の位置は別図参照

## II 概 要

- 1 施設の維持管理は、異常時や荒天時に、水管理マニュアル<sup>1</sup>に定める管理水が海域へ流出することがないように実施するものとする。

○異常時：貯留トレンチ等の異常高水位時。異常時の基準となる水位は、目視観測により、貯留トレンチにあっては水面が地上面より-0.2m程度とする。  
○荒天時：土庄町に管轄气象台から「暴風警報」が発表された場合（以下「強風時」という。）又は「大雨注意報」「大雨警報」が発表されたとき及び廃棄物対策課において梅雨等の長雨により処分地内に大量の出水が予想されると判断した場合（以下「異常降雨時」という。）等、荒天が予想される場合。

- 2 管理水の流出時等には、水管理マニュアルに定められた対応を講じるものとする。
- 3 施設の維持管理は、撤去工事の進捗状況に対応しながら実施する。

1 「豊島処分地の水管理マニュアル」（第13回フォローアップ委員会 R3.12.22 策定）

### Ⅲ 維持管理

#### 1 通常の管理

##### 【廃棄物対策課】

常に気象情報の把握に努めるとともに、水管理マニュアルに定めるとおり管理水の管理を実施、又は請負者に指示する。

##### 【住民】

住民は、施設の異常の有無の確認に努める。

##### 【請負者】

請負者は、処分地での作業日毎に1回又はそれ以外には週1回以上場内を巡回し、別紙「処分地チェック表」を用いて貯留トレンチ等の水位の監視及び設備の点検等を行い、その都度、結果を廃棄物対策課へ報告する。

#### 2 異常時の管理

##### 【廃棄物対策課】

請負者による監視強化を図るとともに、必要な場合は職員を派遣し、現地の状況の把握に努める。また、水管理マニュアルの規定に準じた対応を実施、又は請負者に指示する。

##### 【請負者】

廃棄物対策課と密に連絡を取りながら、廃棄物対策課の指示する対応を実施する。

内 容	措 置
貯留トレンチ等の異常高水位	○管理水又は雨水の流入を停止し、機能の正常化を図る。

#### 3 荒天時の管理

##### 【廃棄物対策課】

気象状況データから判断し強風、異常降雨等の荒天が予想される場合には、請負者による監視強化を図るとともに、必要な場合は事前に職員を派遣し、現地の状況の把握に努める。また、水管理マニュアルに定めるとおり対応を実施、又は請負者に指示する。

##### 【請負者】

廃棄物対策課の要請に応じ、廃棄物対策課と密に連絡を取りながら、別紙「処分地チェック表」を活用して貯留トレンチ等の水位の監視及び設備の点検等を行う。また、安全に注意しながら、廃棄物対策課の指示する対応を実施する。ただし、請負者自身が危険と判断した場合は、作業を中止して安全な場所に避難し、廃棄物対策課へ連絡する。

処 分 地 チェック 表

区 分	チェック項目
貯留トレンチ 新貯留トレンチ 浸透池 井戸側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理水の流出がないか。</li> <li>・ 貯留水の水位が適切か。</li> <li>・ 水位の著しい上昇又は下降がないか。</li> </ul>
揚水井 観測井（観測井から 揚水している場合） 排水ポンプ 送水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポンプが稼働しているか。 （動作音があるか）</li> <li>・ 送水管から管理水が漏れていないか。</li> <li>・ 決められた箇所に揚水されているか。</li> </ul>
工事中の掘削現場 外周排水路 沈砂池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湧水・雨水等が溢れていないか。</li> <li>・ 壊れているところあるいはその恐れがあるところはないか。</li> </ul>
荒天時の追加事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨の状況</li> <li>・ 風の状況</li> <li>・ 処分地内の溜まり水の状況</li> <li>・ 外周排水路の堰の状況</li> </ul>

（連絡先）

（昼間）廃棄物対策課 : TEL 087-832-3228、3225

（夜間・休日）廃棄物対策課長又は課長が指定する職員

（携帯）〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇





別図 施設配置図

**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）**

**異常時・緊急時等対応マニュアル**



## <目次>

第1	マニュアルの主旨	1
第2	マニュアルの概要	1
第3	「荒天時」の対応について	2
第4	「異常時」の対応について	2
第5	「緊急時」の対応について	2
第6	夜間・休日の対応について	2
第7	教育・訓練について	3
第8	豊島における住民会議の協力について	3

添付-1	荒天時の想定
添付-2	異常時の想定
添付-3	緊急時の想定
添付-4	豊島における緊急時等の連絡体制
添付-5	荒天時の対応
添付-6	異常時の対応
添付-7	緊急時の対応

### 【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R4. 4. 15	新規策定	第14回フォローアップ委員会

## 第1 マニュアルの主旨

1. 本マニュアルは、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における異常時・緊急時などにおける事業者、県、地域住民などの役割や関係者間の連絡体制などについてまとめたものである。
2. 本マニュアルは、必要に応じて適宜、見直すものとする。

### 【解説】

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）における、異常時、緊急時等における関係者間の連携や関係機関、地域住民等との協力体制について以下のとおり規定する。

なお、本マニュアルは、各個別のマニュアルで想定している異常時・緊急時等の対応を抜粋し、更に各事業者間又は廃棄物対策課、事業者、地域住民及び関係行政機関の間の連絡体制、協力体制などを規定し、異常時・緊急時等には、効率的で迅速な対応が行えるよう策定するものである。

また、異常時、緊急時の態様は複雑であり、その対応方法も様々であることから、有事に際しては、

- ① 人命の尊重
- ② 被害拡大の防止（2次被害の防止）

を原則として臨機応変に対応することが肝要であり、原因の究明を行い、再発防止に努めるとともに定期的に防災訓練等を実施することも重要である。

## 第2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルにおいて、想定している事態は、まず強風、大雨などで通常より監視の強化や予防措置の実施が必要となる「荒天時」、監視基準の逸脱により周辺環境に影響を与える可能性のある「異常時」、地震・風水害などの不可抗力や停電などの「緊急時」である。それぞれの事態に分類し、対応を整理している。
2. 「荒天時」、「異常時」、「緊急時」情報は、「廃棄物対策課」において一元管理され、情報発信、対応策協議を行うこととする。

### 【解説】

「荒天時」とは、強風、大雨等の荒天が予想され、施設の破損等の予防的な対策を実施する必要がある場合を指し、添付-1に示すような事態、および具体例を指す。

「異常時」とは、監視基準の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した場合を指し、添付-2に示すような事態および具体例を指す。

「緊急時」とは、地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、停電など施設のユーティリティ関連施設等に支障が生じた事態、火災、人身事故等の発生した場合を指し、添付-3に示すような事態および具体例を指す。<sup>1</sup>

情報は、「廃棄物対策課」に一元管理され、情報発信、対応策協議などを行うものとする。なお、各情報のやり取りについては、豊島施設内において緊急事案などが発生した場合には添付-4に従って行うこととする。

なお、添付-5以降において電話による連絡が定められている場合、必要に応じてeメール又はFAXにて行うことができるものとする。

<sup>1</sup> 「荒天時」は暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル（第4回暫定措置分科会）で、また、「異常時」及び「緊急時」は第3次技術検討委員会報告書（追加検討分）等で定義されている。

### 第3 「荒天時」の対応について

1. 「荒天時」における想定事態毎に各関係者の対応を添付-5にまとめた。

#### 【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「荒天時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-5にまとめた。

### 第4 「異常時」の対応について

1. 「異常時」における想定事態毎に各関係者の対応を添付-6にまとめた。

#### 【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「異常時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-6にまとめた。

ただし、異常時のレベルにより、適切な対応を適宜行うこと。

### 第5 「緊急時」の対応について

1. 「緊急時」における想定事態毎に、各関係者の対応を添付-7にまとめた。

#### 【解説】

「暫定的な環境保全措置の施設」において、「緊急時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-7にまとめた。

ただし、事態の程度に応じ、適切な対応を臨機に行う必要がある。

### 第6 夜間・休日の対応について

1. 夜間（夕方 17：15～翌朝 8：30）又は休日には、「廃棄物対策課」に県の職員が不在となる。この時には、「廃棄物対策課」でなく廃棄物対策課長又は課長が指定する職員に連絡し、情報の一元化を行う。
2. 廃棄物対策課長は、即時の対応を行うことを原則とするが、課長の判断で、翌日の対応を行い、夜間の対応を行わないこともできる。

#### 【解説】

夜間、休日には、「廃棄物対策課」に県の職員が不在となるため、「荒天時」、「異常時」、「緊急時」情報の第一報は廃棄物対策課長又は課長が指定する職員に入る体制を整備する。廃棄物対策課長は、軽微な機器の補修などで施設の性能に特に影響がないと判断される場合などには、翌朝の早期に対応を行うこととし、夜間の対応は行わないことができるものとする。

## 第7 教育・訓練について

1. 平時より、本マニュアルの周知徹底を行うため、定期的に職員及び関係者に教育を実施することとする。
2. 年に一回以上、本マニュアルに沿って、実地訓練を行うこととする。

### 【解説】

異常時、緊急時等には、各関係者が適切な対応を行えなければ、被害拡大や二次災害につながる恐れがある。そこで、平時より関係者は本マニュアルを十分に理解しておく必要があり、課長は、定期的に、本マニュアル及び各施設等の運転、維持管理等マニュアルの教育を行うこととする。

また、年一回以上、緊急時などを想定した防災等の訓練を行うこととする。

## 第8 豊島における住民会議の協力について

1. 豊島住民は、見学者引率時などにおいて、各施設の異常を発見した場合には速やかに廃棄物対策課に連絡するものとする。

### 添付-1：荒天時の想定

「荒天時」とは、強風、大雨等の荒天が予想され、施設の破損及び水管理マニュアル<sup>2</sup>に定める管理水の流出を予防するための対策を実施する必要がある時

施設	想定される事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 強風により施設の損壊が予想される時</li><li>・ 処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時</li><li>・ 波浪、高潮等による施設の損壊が想定される時</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴風警報、大雨注意報、大雨警報発令時</li><li>・ 台風の接近時</li><li>・ 豪雨、長雨により処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時</li></ul>

### 添付-2：異常時の想定

監視基準の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した時

施設	想定される異常事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貯留トレンチ等の異常高水位</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貯留トレンチ等の異常高水位</li></ul>

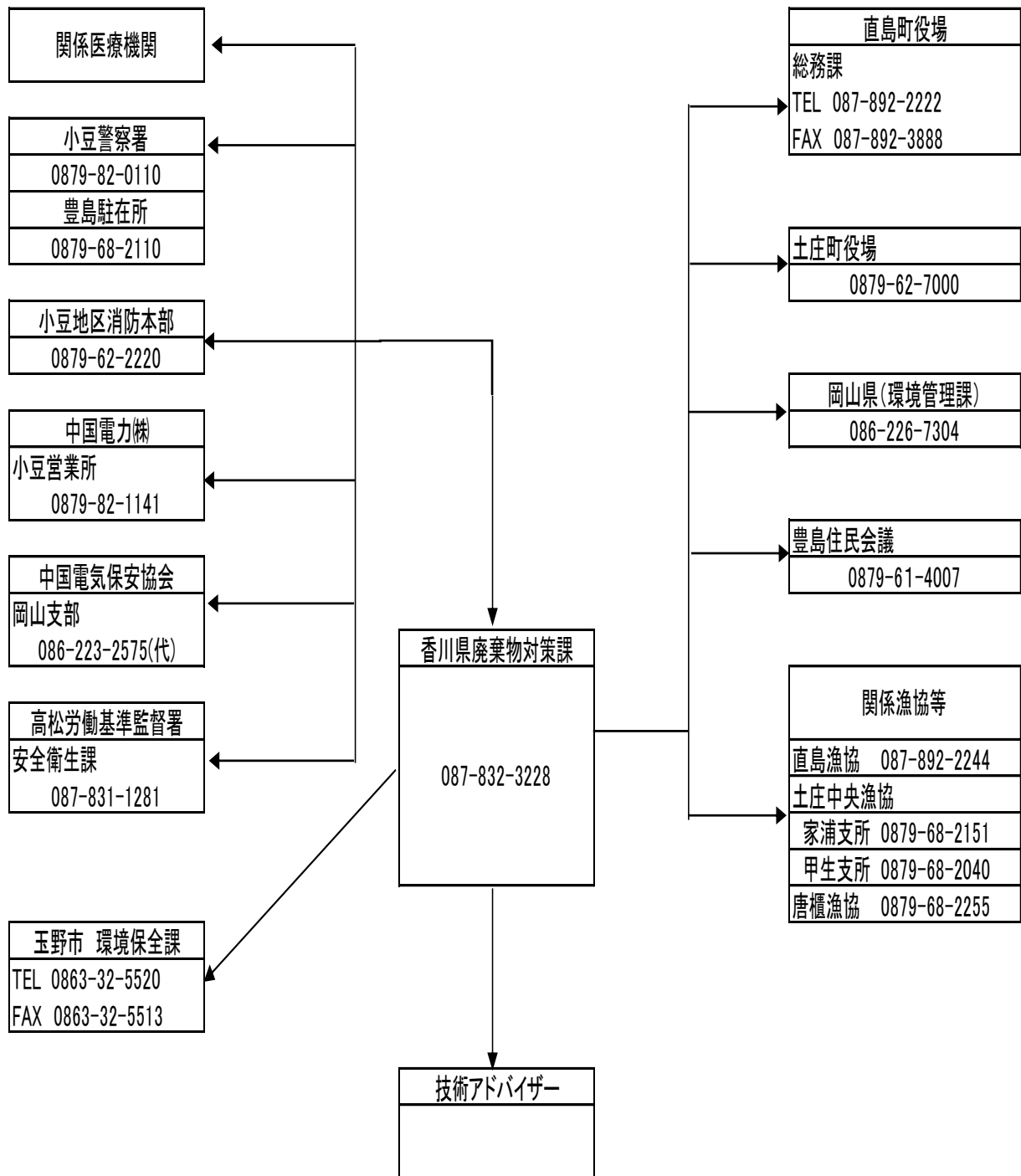
### 添付-3：緊急時の想定

地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、停電など工事等に支障が生じた事態、地震・火災、人身事故等の発生時

施設	想定される緊急事態	具体例
暫定的な環境保全措置の施設、 処分地内	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の破損</li><li>・ 漏電、停電時</li><li>・ 地震・火災発生時</li><li>・ 人身事故発生時</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法面の土砂崩落</li><li>・ 漏電、停電</li><li>・ 地震による損壊</li><li>・ 火災による損壊</li><li>・ 重機の転倒又は接触による事故</li><li>・ ガス、粉塵の発生に伴う事故</li><li>・ 転落、転倒事故</li><li>・ 交通事故</li><li>・ 火傷</li></ul>

2 「豊島処分地の水管理マニュアル」(第13回フォローアップ委員会 R3.12.22 策定)

添付-4 豊島における緊急時等の連絡体制



添付—5 荒天時の対応

施設区分	マニュアル	想定事態	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施設、 処分地内	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル  「Ⅲ維持管理 3 荒天時の管理」 を参照のこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強風により施設の損壊が予想される時</li> <li>・ 処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想される時</li> <li>・ 波浪、高潮等により施設の損壊が予想される時</li> </ul>	<p>②監視強化 維持管理マニュアルに従い監視を強化し、随時、状況を廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課から指示された対応策を実施する。</p> <p>⑦通常の管理体制に戻す。</p>	<p>①以下のような場合は、事業者には監視頻度を増やすなどの監視の強化を指示する。なお、夜間は警報などの気象情報は、香川県地域防災システムにより予め指定された職員に直接通知されるシステムとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨注意報、大雨警報、暴風警報などの発令</li> <li>・ 台風接近</li> <li>・ 豪雨、長雨時などにより処分地内で大量に水が溜まり、周辺への影響が予想されるとき</li> </ul> <p>③必要に応じ職員を現地に派遣</p> <p>④事業者からの報告により、土嚢設置、水門の切替等の必要な予防策の実施を指示する。必要に応じ、専門業者を手配する。また、必要に応じ、技術アドバイザーなど関係者に報告する。</p> <p>⑥天候回復後に監視強化の解除を指示する。</p>	

添付—6 異常時の対応

施設区分	マニュアル	想定異常時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施設、 処分地内	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル  「Ⅲ維持管理 2 異常時の管理」 を参照のこと	・ 貯留トレンチ等の異常高水位	<p>①異常な状況を見つけた場合は、直ちに廃棄物対策課への連絡を行う。 連絡内容：異常等発見日時 異常個所 異常状況 想定される影響など 連絡方法：電話</p> <p>③「暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル」に沿って、点検、監視強化、応急措置等を行い、その状況を随時廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課職員、専門業者等と協力し、廃棄物対策課から指示された対応策を実施して、適宜、状況を報告する。</p> <p>⑥対策を完了した時点で、直ちに廃棄物対策課へ報告する。 報告内容：対応終了日時 原因 今後の対策など 報告方法：電話など</p>	<p>②住民、事業者からの報告を受け、必要に応じて職員を現場に派遣する。 連絡先：豊島住民、土庄町役場、 連絡内容：異常等発見日時、 異常個所 異常状況 立ち入りの可否 想定される影響など 連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に連絡 連絡先：豊島住民、土庄町役場、 連絡内容：対応終了日時 立入り可能 報告方法：豊島問題ページでの表示</p>	①廃棄物対策課への連絡 見学者引率時等に施設の異常を見つけた場合には、廃棄物対策課職員又は事業者 に報告する。



添付一7 緊急時の対応

(各施設共通)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
各施設共通		人身事故等の発生時	<p>①負傷者、病人の状態を把握する。</p> <p>負傷の程度、負傷者の年齢、負傷した状況などの把握は、消防、医療機関への連絡においては、特に重要である。負傷、病気の軽重などにより対応に差があることから、マニュアルの規定のみにとられることなく、事業者の臨機の対応が必要である。</p> <p>②消防等関係機関及び廃棄物対策課への連絡 連絡先及び連絡順序： 1、消防、2、医療機関、3、警察、4、廃棄物対策課 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 負傷者等の状況 連絡方法：電話</p> <p>⑤廃棄物対策課に文書で顛末報告</p>	<p>③事業者からの要請があれば、海上タクシー、救助ヘリの手配などの支援活動を行う。</p> <p>④関係者への連絡 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 施設等への立入りの可否 連絡方法：電話</p>	<p>廃棄物対策課等への連絡（適宜） 見学引率時に人身事故、病人が発生した場合には、現場にいる廃棄物対策課職員、事業者支援を求め、人命救助活動を行う。</p>

添付一7 緊急時の対応

(豊島側)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境保全措置の施設	暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の破損</li> <li>・ 漏電、停電時</li> </ul>	<p>①施設の破損を発見した場合、住民から連絡があった場合には廃棄物対策課への報告を行う。          連絡内容：破損発見日時          破損箇所          破損状況          想定される影響など          連絡方法：電話</p> <p>③「暫定的な環境保全措置の施設に関する維持管理マニュアル」に沿って、応急的な修繕、機器の交換、点検、監視強化などを行い、状況を廃棄物対策課に報告する。</p> <p>⑤廃棄物対策課職員、専門業者と協力し、指示された対応策を実施。あわせて、経過を廃棄物対策課に報告</p> <p>⑥対応策実施後に、廃棄物対策課への報告を行う。          報告内容：対応終了日時など          報告方法：電話</p> <p>⑧廃棄物対策課に文書で顛末報告</p>	<p>②異常発見の連絡があった場合は、関係者に連絡。必要に応じて職員を現場に派遣。          連絡先：豊島住民、土庄町役場          連絡内容：破損箇所          破損状況          現場への立入りの可否など          連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示する。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に報告          報告先：豊島住民、土庄町役場          報告内容：対応終了日時          立ち入り禁止解除など          報告方法：豊島問題ページでの表示</p>	<p>廃棄物対策課への報告（適宜）          見学引率時に施設の破損などを発見した場合には、廃棄物対策課もしくは事業者へ連絡する。また、破損箇所などに見学者が近づかないよう指導する。</p>

添付一7 緊急時の対応

(豊島側)

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	廃棄物対策課の対応	地域住民などの対応
暫定的な環境 保全措置の施 設	暫定的な環境保全措 置の施設に関する維 持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生時</li> <li>・ 火災発生時</li> </ul>	<p>①廃棄物対策課へ連絡する。 (人身事故を含む場合は、「人身事故発生時」の 項を参照) 連絡内容：人員の把握と負傷者の状況 施設の破損、故障状況 2次災害の有無 想定される影響など 連絡方法：電話</p> <p>③施設の点検を実施する。</p> <p>④点検結果を廃棄物対策課へ報告する。 報告内容：点検結果など 報告方法：電話</p> <p>(施設の破損などが発見された場合には、各想定 事項の対策に従う。)</p>	<p>②関係者に連絡。 連絡先：豊島住民、土庄町役場 (必要に応じて) 中国電力、警察、 消防 連絡内容：人員の把握と負傷者の状況 施設の破損、故障状況 2次災害の有無 想定される影響など 連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示</p> <p>⑤関係者に報告する。 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：点検結果など 連絡方法：豊島問題ページでの表示</p>	<p>引率時に地震を感じた時又は 火災を発見した時は、廃棄物 対策課職員又は事業者の指示 に従って、見学者を安全な場 所に避難させる。</p>

**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）**

**豊島処分地における見学者への対応マニュアル**

<目次>

1	目的	1
2	関係者相互の協力	1
3	見学場所・時間等	1
4	見学の受付	1
5	見学における安全管理	1
6	処分地内に住民会議が設置した施設の見学における対応施設以外の見学における安全管理	2
7	緊急時の対応	2
8	その他	2
別紙 1	標準的な見学ルート	
別紙 2	豊島処分地における見学者の遵守事項	
別紙 3	豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について	

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
R4. 4. 15	新規策定	第14回フォローアップ委員会

## 1 目的

このマニュアルは、豊島処分地における見学者への円滑な案内、誘導と見学者の安全の確保、並びに豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の円滑な実施が図られるよう、その対応について定めるものとする。また、見学者等が事前連絡なく処分地内に入り、事故等が発生することのないよう、安全管理については徹底を図るものとする。

## 2 関係者相互の協力

- (1) 豊島処分地における見学者への対応については、香川県廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）、廃棄物対策豊島住民会議（以下「住民会議」という。）、その他関係機関が、相互の緊密な連携のもとに、協力して実施するものとする。
- (2) 廃棄物対策課及び住民会議は、見学の予定や豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の作業状況に関する情報交換に努めるとともに、連絡、調整等を緊密に行い、見学者の事故の発生を防止するために万全の措置を講じるものとする。

## 3 見学場所・時間等

- (1) 見学の場所は、処分地内（撤去工事等の作業範囲を除く。）とする。（標準的な見学ルート：別紙1）  
廃棄物対策課職員は常駐していないため、処分地内の見学は予約制とし、3日前までに事前予約のない場合は安全のため、原則として受け入れない。見学の受入日は、原則として年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日とする。なお、これ以外の日に希望がある場合は個別に相談に応じる。
- (2) 廃棄物対策課は、処分地内での作業の状況や気象状況等によっては、処分地内の見学を制限することができるものとする。
- (3) 見学は、原則として午前、午後の2回とし、時間はそれぞれ概ね30分とする。また、午前、午後とも、定員は原則として40人とする。40人を超える団体の場合は、個別に相談に応じる。

## 4 見学の受付

- (1) 見学の申し込み窓口は、原則として、土庄町豊島交流センター（TEL&FAX：0879-68-2150）（以下「センター」という。）とし、センターは、申し込みがあった都度、廃棄物対策課（TEL：087-832-3228、FAX：087-831-1273）に対し、日時、団体名、代表者名、人数、連絡先等をファックス等により連絡するものとする。見学申し込みの内容に変更等があった場合についても、同様とする。（2）廃棄物対策課に問い合わせがあった場合は、センターへ申し込みを行うよう依頼するものとする。

## 5 見学における安全管理

- (1) 事前（3日前まで）に申し込みをしていない者については、原則、見学は受け付けない。
- (2) 処分地内に立入る見学ルートは、作業状況や環境状況等に応じて、廃棄物対策課及び住民会議が協議し、あらかじめ定めるものとする。

- (3) 見学に当たっては、安全のため、ヘルメットを原則として着用させるものとする。
- (4) 見学の案内、誘導等は、住民会議が責任をもって行うものとする。
- (5) 見学者が徒歩で通行することが危険な場所については、立ち入り禁止とする。
- (6) 住民会議は、見学中の事故を防止するため、見学者の代表者等に協力を求め、見学者に別紙2の遵守事項を周知徹底するとともに、見学者が多い場合は点呼を行うなど、常に人数を確認するものとする。
- (7) 見学者が遵守事項に従わない場合は、見学者を処分地から退去させることができるものとする。

## 6 処分地内に住民会議が設置した施設の見学における対応

施設における案内、誘導、説明等は、住民会議が責任をもって行う。住民会議が設置した施設以外で見学する場合は事前に廃棄物対策課に連絡しておくこととし、事前連絡のない場合は住民会議が設置した施設からのみの見学とする。

## 7 緊急時の対応

- (1) 引率者は、見学者のけが、事故等、不測の場合に備えて、負傷者等の手当に必要な救急用具を用意する。
- (2) 廃棄物対策課及び住民会議は、緊急連絡体制、病院への搬送方法等の緊急時対応措置をあらかじめ確認するものとする。
- (3) 万一、見学に際して事故が発生した場合は、引率者は、異常時・緊急時等対応マニュアルに従い、必要な措置を講じるとともに、直ちに関係機関等に連絡するものとする。

## 8 その他

豊島処分地の見学時において、引率者が緊急時等に留意すべき事項について、別紙3に掲げる。



標準的な見学ルート



## 豊島処分地における見学者の遵守事項

見学前	<p>①履物は、滑りを防ぐ安全な運動靴などを使用すること。</p> <p>②服装は、動きやすく丈夫なもので、できるだけ皮膚が露出しない衣服を着用すること。</p> <p>③用便は、事前に済ませておくこと。</p> <p>④粉じん対策及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、原則としてマスクを用意すること。</p> <p>⑤発熱、咳等の症状が見られる場合は、参加を控えること。</p>
見学时	<p>①原則としてヘルメット、マスクを着用すること。</p> <p>②大声での会話は控え、咳エチケットを守ること。また、見学者同士が密集しないよう、十分な距離を取ること。</p> <p>③ガス、悪臭等の発生の可能性があることを十分に認識するとともに、作業関係者の作業の妨げとならないようにすること。</p> <p>④引率者の指示に従い、常に集団で行動し、個人行動をしないこと。</p> <p>⑤車両の通行区域やその周辺、障壁、ロープ、バリケードで囲われた箇所、立入禁止の立看板やカラーコーンがある箇所、資材の周辺などの危険な場所には近づかないこと。</p> <p>⑥常に身の回りの状況に注意すること。また、足元に十分注意すること。</p> <p>⑦万一、気分が悪くなった場合は、直ちに引率者に申し出ること。</p> <p>⑧土壌、地下水などに触れたり、持ち帰ったりしないこと。</p> <p>⑨喫煙をしないこと。</p> <p>⑩ゴミを捨てないこと。(持ち帰ること。)</p>
見学後	<p>洗面ができる場所で、できるだけ手洗いとうがい、アルコール消毒等を行うこと。</p>

(注) 以上のことを遵守できない方は、直ちに豊島処分地から退去していただく場合があります。

## 豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について

豊島処分地の見学時における引率者等の緊急時等の対応については、次のとおりとする。

### 【1】出発前の準備

- ・豊島処分地での作業状況は豊島問題ページ（香川県公式サイト内）に掲載されるので、引率者は、出発前に作業状況等を確認すること。
- ・緊急事態発生の際には、廃棄物対策課から豊島交流センターにその旨の連絡を行う。引率者は、出発前に連絡の有無を確認すること。
- ・引率者は、気象状況を確認し、アレルギーのある者、高齢者、低年齢者等の見学には特に注意すること。（必要に応じて、引率者がマスク等の準備を行うことも必要。）

### 【2】引率時に地震を感じた場合

地震を感じた場合は、海岸部から離れ、高いところに見学者を誘導する。誘導に当たっては、崖の近く等崩れやすい部分は極力通行しないように心がける。

### 【3】人身事故時

異常時・緊急時等対応マニュアル「人身事故等の発生時」に基づき医療機関への搬送等を行う。

**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）**

**豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアル**



## 1. 豊島における環境計測

### (1) 主旨

- 本マニュアルは、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）期間中に実施する表1-1に示した環境計測について、その項目、頻度等を定めたものである。

表1-1 豊島における環境計測地点等

計測地点	目的	計測時期
観測井（北海岸1地点、西海岸2地点）	廃棄物等の掘削・運搬完了後の地下水浄化対策による環境改善状況を把握する。	定期的実施（年1回）

### (2) 概要

- 各環境計測の計測項目、頻度、調査機関は表1-2、調査地点は図1に示す通りとする。
- 調査としては、県環境保健研究センターにおいて分析を実施するものとする。
- 調査方法は表3-1に示す通りとする。
- 本マニュアルに定める計測項目及び評価基準等は、関係法令の改正等にあわせ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (3) 評価方法

- 結果については、これまでに実施した事前環境モニタリング結果等と比較するとともに、関係環境法令等の基準（表4-1～表4-2）を満たしているかどうか確認する。

表1-2 廃棄物等の掘削・運搬完了後の環境計測項目等

区分	計測地点	計測項目	頻度	調査機関	
				採取	分析
地下水	3地点（北海岸1地点、西海岸2地点）	トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロエチレン、1,2-ジクロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、杓素、1,4-ジメチル	1回/年 (冬季)	県環境保健研究センター	県環境保健研究センター
		カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全燐、塩化物イオン、電気伝導率、ニッケル、モリブデン			

## 2. 豊島における周辺環境モニタリング

### (1) 主旨

- ・本マニュアルにおいては、島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）期間中に実施するモニタリングについて、その項目、頻度等を定めたものである。

### (2) 概要

- ・周辺環境モニタリングの計測項目、頻度、調査機関は表2、調査地点は図2-1～図2-2に示す通りとする。
- ・調査としては、県環境保健研究センター等において分析を実施するものとする。
- ・調査方法は表3-1～表3-3に示す通りとする。
- ・本マニュアルに定めるモニタリング項目等は、関係法令の改正等にあわせ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (3) 評価方法

- ・結果については、これまでに実施した周辺環境モニタリング結果等と比較するとともに、関係環境法令等の基準（表4-1及び表4-3）を満たしているかどうか確認する。

表2 周辺環境モニタリング項目等

区分	計測地点		項目	頻度	調査機関	
	対象地点	地点数			採取	分析
水質汚濁	海域／水質	周辺地先海域 ・北海岸 (St-4、St-8) ・西海岸 (St-3)	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン	1回/年 (夏季)	廃棄物対策課、 県環境保健研究センター	県環境保健研究センター
			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質 (油分等)、全窒素、全リン、亜鉛、塩化物イオン モリブデン、アンチモン	1回/年		
			ダイキシン類			
	海岸感潮域 ・北海岸 (St-B、St-E) ・西海岸 (St-A)	3地点	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジキサン	1回/年 (夏季)		
			カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質 (油分等)、全窒素、全リン、亜鉛、塩化物イオン モリブデン、アンチモン	1回/年		
			ダイキシン類			
海域／底質	周辺地先海域 ・北海岸 (St-4) ・西海岸 (St-3)	2地点	PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン有機燐化合物、ダイキシン類	1回/年		
			水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、硫化物、強熱減量、n-ヘキサン抽出物質 (油分等)、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、シアン、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン			
	海岸感潮域 ・北海岸 (St-B、St-E) ・西海岸 (St-A)	3地点	PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、有機燐化合物、ダイキシン類	1回/年		
			化学的酸素要求量 (COD)、硫化物、強熱減量、n-ヘキサン抽出物質 (油分等)、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、シアン、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン			
生態系	藻場調査 <アマモ場> ・北海岸 (DE 測線沖、FG 測線沖、I 測線沖) ・対照地点 (旧豊島中学校地先、神子ヶ浜地先) <ガラモ場> ・北海岸 (后飛崎) ・対照地点 (白崎、神子ヶ浜地先)		アマモ場5地点、ガラモ場3地点  藻類の繁茂状況 (生育密度、葉条長)、葉上付着動物、葉上付着珪藻、水温、塩分、透明度、栄養塩類	必要に応じ実施	廃棄物対策課、 水産試験場	県環境保健研究センター、 水産試験場

### 3. 調査方法について

水質、底質、生態系の調査方法は表3-1～表3-3に示す通りとする。

表3-1 水質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法		
(一般項目)		(検体採取方法) 環境庁「水質調査方法」に定める方法。	25	1,1,1-トリクロロエタン	(分析方法) 原則として、環境庁告示第59号(昭和46年)の別表1及び2に定める方法		
1	pH		26	1,1,2-トリクロロエタン			
2	COD		27	1,3-ジクロロプロペン			
3	DO		28	ベンゼン			
4	油分		29	チウラム			
5	大腸菌数		30	シマジン			
6	全窒素		31	チオベンカルブ			
7	全リン		32	セレン			
8	亜鉛		33	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			
(健康項目)			(分析方法) 原則として、環境庁告示第59号(昭和46年)の別表1及び2に定める方法	34		フッ素	
9	アルキル水銀			35		ホウ素	
10	総水銀			36		有機リン	
11	カドミウム			37		1,4-ジオキサン	
12	鉛			(その他項目)			
13	六価クロム			38		銅	
14	ひ素			39		ニッケル	
15	全シアン			40		総マンガン	
16	PCB			41		総クロム	
17	トリクロロエチレン			42		総鉄	
18	テトラクロロエチレン			43		塩素イオン	
19	ジクロロメタン			44		モリブデン	
20	四塩化炭素			45		アンチモン	
21	1,2-ジクロロエタン			46		ダイオキシン類	原則として、環境庁課長通達(平成5年環水規第121号)の別表に定める方法
22	クロロエチレン						JIS K0312「工業用水、工場排水のダイオキシン類の測定方法」
23	1,1-ジクロロエチレン						
24	1,2-ジクロロエチレン						



表 3-2 底質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法
(一般項目)		(検体採取方法) 環境庁「底質調査方法」(昭和50年10月20日環境庁水質保全局局長通知)に定める方法。	13	テトラクロエチレン	(分析方法) 原則として、底質調査方法に定める方法
1	pH		14	有機リン	
2	COD		(その他項目)		
3	硫化物		15	銅	
4	強熱減量		16	亜鉛	
5	油分		17	ニッケル	
(健康項目)			18	総クロム	
6	総水銀		19	総鉄	
7	カドミウム		20	総マンガン	
8	鉛		21	ダイオキシン類	
9	ヒ素				
10	全シアン				
11	PCB				
12	トリクロエチレン				

表 3-3 藻場調査方法

調査項目	調査方法
藻類の繁茂状況(生育密度、葉条長)、葉上付着動物、葉上付着珪藻、水温、塩分、透明度	<ul style="list-style-type: none"> <li>藻場を構成している藻類の繁茂状況を、6月はアマモ(岸近くの砂泥の海底にみられる顕花植物)、2月にはガラモ(水深10mくらいまでの岩礁にみられるアカモク、ワカメ、クロメなどのホンダワラ類)を対象に年2回の頻度で調査する。</li> <li>各調査地点ごとに、陸側から沖合いに向かって10mの調査ラインを設定し、この調査ライン上に5カ所の測点を設け、各測点で1.0m×1.0mのコドラート内の藻類の繁茂状況をスキューバ潜水により調査する。(図3参照)</li> <li>また、藻類とともに、付着している生物(動物、珪藻類)の種類及び個体数も調査する。</li> </ul>

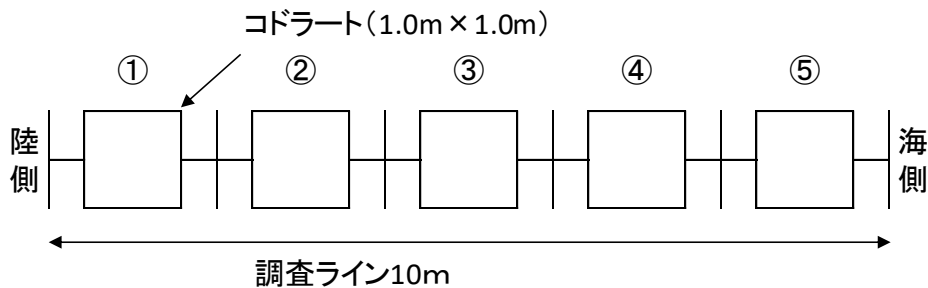


図 3 藻場調査の概要

#### 4. 管理基準値及び関係環境法令等の基準

表4-1 水質汚濁防止法、最終処分場に係る排水基準値

	項目	単位	水質汚濁防止法、最終処分場に係る排水基準値
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メルピトシ及びEPNに限る。）	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）	—	5.0～9.0（海域へ排出する場合）
	生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	30（日間平均20）※1
	化学的酸素要求量（COD）	mg/L	30（日間平均20）※1
	浮遊物質量（SS）	mg/L	50（日間平均40）※1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
	銅含有量	mg/L	3
	亜鉛含有量	mg/L	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	日間平均3000
	窒素含有量	mg/L	120（日間平均60）
リン含有量	mg/L	16（日間平均8）	
その他	ニッケル	mg/L	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10※2

※1 香川県生活環境の保全に関する条例に基づく上乗せ排水基準値

※2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水基準値

表 4-2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
フッ素	0.8mg/ℓ以下
ホウ素	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

表4-3 水質汚濁に係る環境基準（海域A・II類型）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）	7.8以上8.3以下
化学的酸素要求量（COD）	2mg/ℓ以下
溶存酸素量（DO）	7.5mg/ℓ以上
大腸菌数	300CFU/100ml以下
n-ヘキサン抽出物質（油分等）	検出されないこと
全窒素	0.3mg/ℓ以下
全リン	0.03mg/ℓ以下

区分	項目	環境基準
健康項目	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
	砒素	0.01mg/ℓ以下
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
	チウラム	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
	セレン	0.01mg/ℓ以下
	ホウ素	1mg/ℓ以下
	フッ素	0.8mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

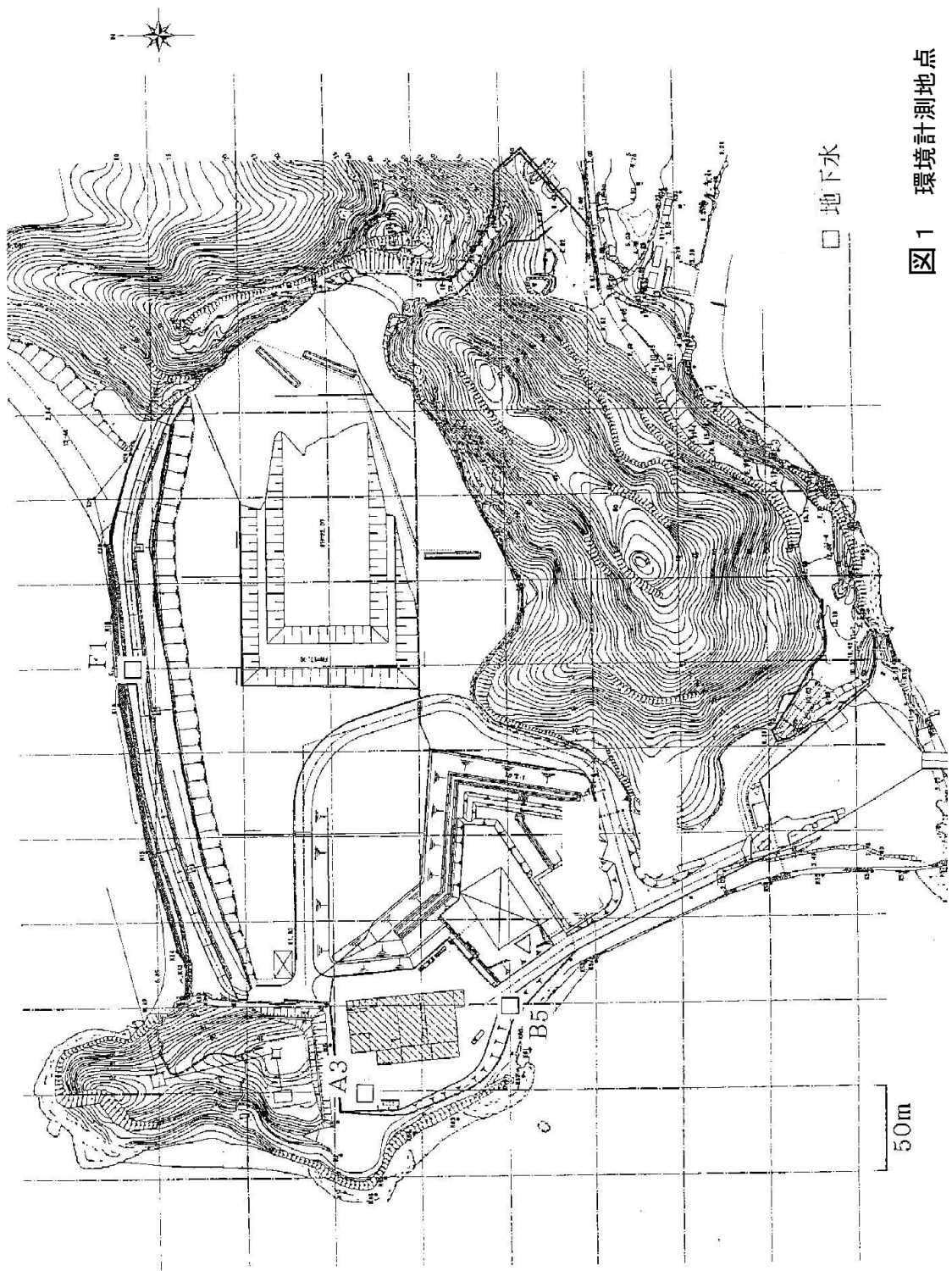


图1 环境计测地点

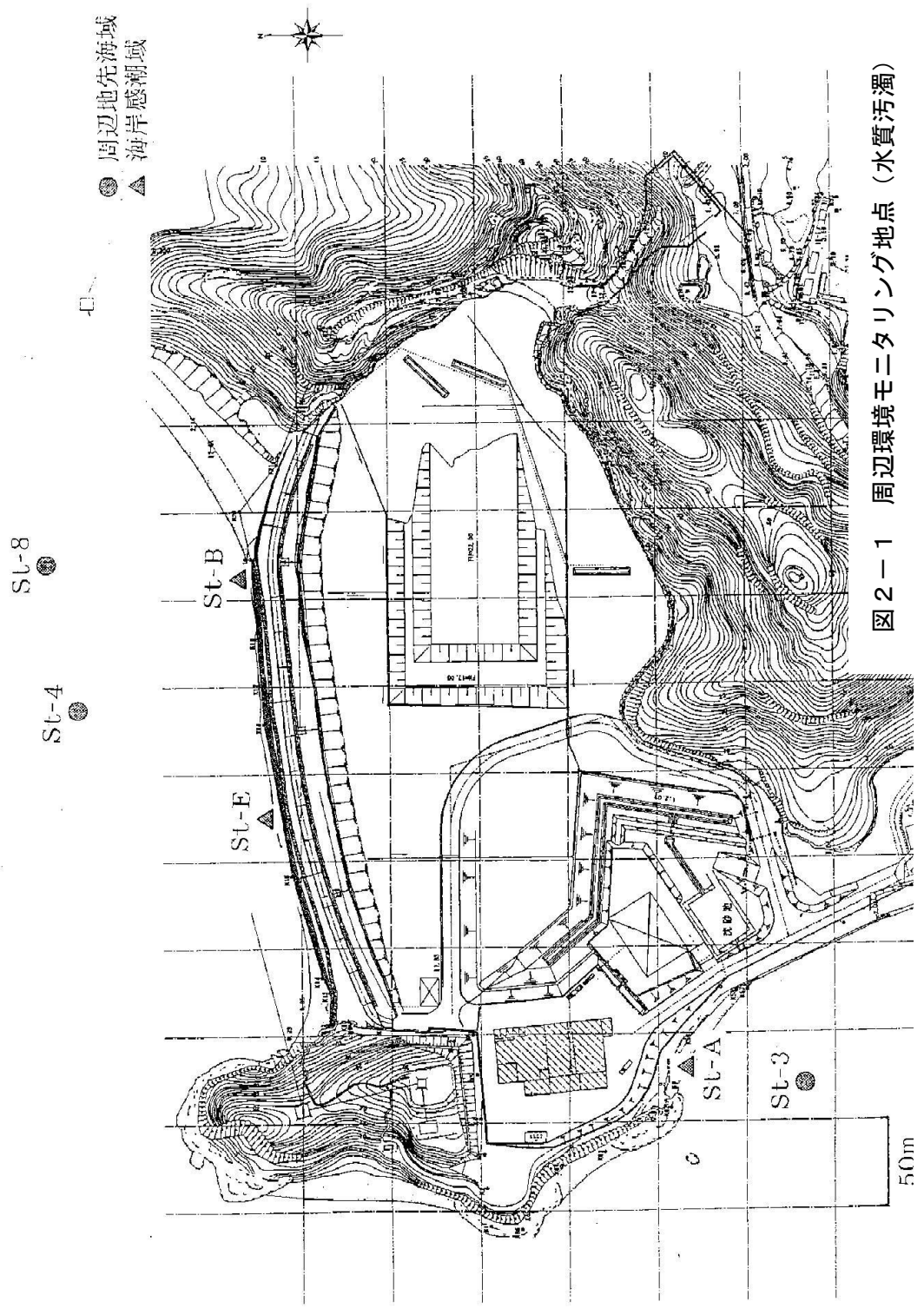


図 2-1 周辺環境モニタリング地点 (水質汚濁)



図2-2 周辺環境モニタリング地点 (藻場調査)

**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（第Ⅱ期工事）**

**健康管理マニュアル**



＜目 次＞

第 1	主旨	1
第 2	作業現場における作業環境	1
第 3	健康確保対策	1
第 4	健康診断	2
第 5	連絡調整等	3

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審議等
R4. 4. 15	新規策定	第 14 回フォローアップ委員会

## 第1 主旨

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施にあたり、各作業場の安全衛生と各作業員等の健康確保を目的として、事業の受託者が講ずるべき、各作業毎の安全衛生対策、作業員等の健康管理のため実施すべき健康診断及びその結果に基づく事後措置、作業場毎に確立すべき安全衛生管理体制及び県との連絡調整体制等についてとりまとめたものである。

なお、安全衛生対策、健康管理対策を講ずるにあたっては、公害等調整委員会調停委員会が実施した「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件に係る調査検討結果」及び県が実施した作業環境測定結果等を作業環境の基礎データとしている。

## 第2 作業現場における作業環境

受託者は、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」及び「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業作業環境管理マニュアル」に基づき作業環境測定を実施する。作業環境測定結果は、健康管理委員会に提示し、作業員等の健康確保対策の指導・助言・評価の基礎数値とする。

作業環境測定における測定値がマニュアルに定める基準値を超えたときは、①作業員に測定結果を報告し、作業の一時中断等を指示し、②健康管理委員会委員に報告し対応策の助言を得ることとする。

また、基準値は、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会の意見により必要な修正を加えたときは、本マニュアルにも反映させるものとする。

## 第3 健康確保対策

作業従事者は、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に基づく安全と健康の確保を行ったうえ作業に従事する。

### 1. 想定される作業場

#### (1) 粉じん等の飛散が予想される作業場

必要と認められる場合には、防塵マスク、粉じん等の付着しにくい作業着等、適切な保護具を着用する。

#### (2) その他の作業場

高所作業を行う場合は、安全带等を着用する。酸素欠乏症を生じるおそれのある作業場では、空気呼吸器等を着用する。

#### (3) 海上での作業場

海上作業を行う場合は、救命胴衣を着用する。また、非常用として救命具(救命胴衣、救命ブイ)、ロープ等を適当な場所に備え、必要と認められる個所には、救命艇を配置する。

### 2. 保護具等の規格

(1) 作業着は、長袖作業着、長ズボン(綿製が望ましい)とする。

(2) ヘルメットは、飛来落下物用・墜落時保護用とし、型式検定合格品であること。

(3) 安全靴は、JIS-T8101 適合品又は同等品とし、半長靴タイプの埃等が中に入りにくいものとする。

(4) 防じん・防毒マスクは、防じん防毒併用タイプ呼吸用保護具又は防じん機能を有する防毒マスクとし、(1)型式検定合格品であり、(2)取替え式であり、(3)粉じん捕集効率の高

いもの〔国家検定規格 RS3 又は RL3〕であり、(4)有機ガス用を基本とし用途に応じたものを使用すること。

- (5) 保護メガネは、JIS-T8147 適合品又は同等品とする。
- (6) ゴム手袋は、化学防護手袋で JIS-T8116 適合品又は同等品とする。

### 3. 保護具等の管理等

- (1) 作業員に対してマスクの正しい着脱方法・着脱手順等について訓練を行うこと。
- (2) 作業員に保護具の着用状況の確認を相互に行わせること。
- (3) 汚れた作業衣類等は速やかに洗浄が出来るようにすること。
- (4) 作業員が手洗い、洗眼、洗身を容易に行えるよう配慮すること。
- (5) 上記の措置を講ずる他、作業に伴って付着した粉じん等の汚染物質を自宅等の一般環境へ持ち出す事を防止することに努めること。

### 4. その他の健康対策

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への対策

アルコール消毒やマスクの着用等、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応(令和4年2月24日改定)」に則り対応し、作業従事者及び周辺住民の健康と安全の確保を行う。

また、処分地内で業務にあたる他の工事の受注業者や元請業者と下請業者の接触を避ける措置として休憩所を分離するなど、グループ分けを行い、グループを超えた接触を抑制する。

#### (2) 熱中症への対策

「職場における熱中症の予防について」(平成21年6月19日基発第0619001号)に基づき、作業従事者の熱中症予防対策を行う。

## 第4 健康診断

### 1. 健康診断の受診状況の確認

県は、作業従事者に対し、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の1年以内の受診状況を確認する。また、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン(令和3年5月21日改訂)」、「第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保マニュアル(令和3年5月21日改訂)」に基づき実施した特殊健康診断の受診状況を確認する。

### 2. 健康診断実施後の措置

#### (1) 産業医等からの意見の聴取

受託者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置に関し、その必要性、講ずべき措置の内容等に係る意見を、産業医(又は地域産業保健センター)から意見を聞くこととする。

産業医等に対しては、作業環境、作業態様等に関する情報、職場巡視の機会又は作業員との面接の機会を提供する。

#### (2) 就業上の措置の決定

受託者は、産業医等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合は、あらかじめ作業員の意見を聴き、十分な話し合い通じて作業員の了解を得られるよう努めること。受託者は、作業員に対し就業上の措置をした場合は、その内容について県へ報告する。

### (3) 健康診断結果の通知

受託者は、作業員が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、一般健康診断等を受けた作業員に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

### (4) プライバシーの保護

個々の作業員の健康に関する情報は、個人のプライバシーに属するものであるため、その保護に特に留意すること。特に就業上の措置の実施に当たっては、関係者へ提供する情報の範囲は必要最小限とすること。

### (5) 健康診断個人票、問診票、調査票等の整理・保管

健康診断個人票、問診票、調査票及び各種の臨床検査の資料は整理し、法に定める保存期間を遵守するほか本事業が終了するまで保存すること。

(健康診断個人票等の保存期間)

保存期間 (法定)	健康診断の種類
5年	①一般健康診断 ②特殊健康診断 (1)有機溶剤 (2)鉛 (4)高気圧 (3)特定化学物質(特別管理物質除く)
7年	じん肺健康診断
30年	①特定化学物質健康診断のうち特別管理物質に係るもの ②ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく血中ダイオキシン類濃度測定結果
40年	石綿健康診断

## 第5 連絡調整等

### (1) 受託者に対する県の指導・指示

県は、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の受託者及びその労働者が、安衛法又はこれに基づく命令の規定や健康管理マニュアル等に違反しないよう必要な指導を行う。また違反していると認めるときは、是正のため必要な指示をする。

県は、医師等の専門家により、定期的に作業現場の状況を確認するとともに、作業員から意見を徴収し、健康相談に応じるような体制を整えることとする。

### (2) 安全衛生管理体制の確立等

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の受託者は、安衛法の規定に基づき、統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等からなる安全衛生管理体制を確立しなければならない。

県からの作業環境測定結果に関する情報は速やかに作業員に周知しなければならない。また、作業現場の特性に応じた労働衛生教育を積極的に実施しなければならない。

健康診断の実施結果等を県へ定期的に報告し、その内容は次のとおりとする。なお、健康診断個人票は、個人の特典ができないようにする。

- ①健康診断の種類別受診状況と未受診者対策
- ②健康診断結果及びその集計資料
- ③健康診断とその後の措置に関する産業医のコメント

### (3) 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会

健康管理委員会は、作業員等の健康確保対策等について指導・助言・評価するために、県から、作業員の作業内容及び安全対策、作業環境測定結果について報告を受けるほか、現場

代理人や作業員から直接健康状況について意見を徴することができる。

#### (4) 県と受託者等との連絡調整

事業場における安全衛生管理活動の効果を担保するために、県と受託者の間で安全衛生に関する連絡調整会を必要に応じて開催する。

連絡調整会議では、以下のことについて協議する。

- ①作業員等の健康確保対策に関すること
- ②作業員等の健康状況に関すること
- ③労働災害の発生の有無やその原因および再発防止対策に関すること
- ④豊島廃棄物等処理施設撤去等作業環境管理マニュアルに基づく作業環境測定結果報告
- ⑤その他

作業場名 \_\_\_\_\_

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業 に従事する作業者に対する職場巡視時の問診票

氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 才 現在の作業の経験年数 \_\_\_\_\_ 年

最近、次の様な症状がありますか。該当する項目に○印をつけてください。

1. 体がだるい（疲れやすい）	はい・いいえ	30. 特に、体の調子で勤務状況や作業内容に関連して気づいたことがあれば、記載してください。  〔 〕
2. 眠れない	はい・いいえ	
3. いらいらする	はい・いいえ	
4. 頭が痛い。頭が重い	はい・いいえ	
5. めまいがする	はい・いいえ	
6. 手足がしびれる、または動きが悪い	はい・いいえ	
7. 歩きにくい、またはふらつく	はい・いいえ	
8. 手指がふるえる	はい・いいえ	
9. 手指が蒼白になる	はい・いいえ	
10. 関節や筋肉が痛い	はい・いいえ	
11. 眼が痛む・涙が出る	はい・いいえ	
12. 視力が低下した	はい・いいえ	
13. 耳鳴りがする・聞こえにくい	はい・いいえ	
14. 鼻が痛い・鼻がつまる	はい・いいえ	
15. 口の味が変わった	はい・いいえ	
16. 口やのどが痛む	はい・いいえ	
17. 歯・歯茎が変色した	はい・いいえ	
18. せき・たんが出る	はい・いいえ	
19. 胸の圧迫感や痛みがある	はい・いいえ	
20. 息切れや動悸がする	はい・いいえ	
21. 食欲がない	はい・いいえ	
22. 吐き気がある	はい・いいえ	
23. 腹のさしこみ（強い痛み）がある	はい・いいえ	
24. 便秘または下痢がある	はい・いいえ	
25. 肝臓が悪いといわれた	はい・いいえ	
26. 尿の回数が多い。又は量が多い	はい・いいえ	
27. 尿の回数が少ない。又は量が少ない	はい・いいえ	
28. 皮膚が荒れた。かゆみ、発疹、潰瘍ができた	はい・いいえ	32. 現在、治療を受けている病名について、差し支えなければ記載してください。 病名  〔 〕
29. 皮膚の色が変わった（色素沈着または脱色）	はい・いいえ	
		33. 喫煙歴 開始年齢 _____ 才 中止年齢 _____ 才 過去の喫煙歴の有無： 無 有 喫煙量（ _____ ）本/日 現在の喫煙歴の有無： 無 有 喫煙量（ _____ ）本/日
		34. 飲酒習慣の有無 毎日・週1回・付き合い程度・無（飲めない）
		35. 飲酒日の1回当たりの飲酒量 清酒1合（180ml）の目安：ビール中瓶1本（約500ml）、焼酎35度（80ml）、ウイスキーダブル一杯（60ml）、ワイン2杯（240ml） 〔3合以上・2～3合未満・1～2合未満・1合未満〕

令和2年5月27日作成  
令和2年7月15日改定  
令和3年2月4日改定  
令和3年3月25日改定  
令和3年8月19日改定  
令和3年10月21日改定  
令和4年2月24日改定

## 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応

香川県環境森林部廃棄物対策課

### 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置ならびに感染者が発生した場合の対応については、香川県としての職場向けの通知が別紙1「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月8日・令和3年5月31日改正）及び別紙2-1「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」（令和4年1月11日・令和4年2月1日改正）、別紙2-2「職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について（通知）」（令和4年1月21日）のように提示されている。豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（以下、「豊島事業」という。）の遂行に当たっても、これに従って進めることとする。豊島事業に関連する会合等については、別紙3「イベント等の開催に係る留意事項について」（令和4年2月10日）に基づき、対処する。なお、これらの内容が変更・改訂等された場合には、それに従う。

また、施設の操業や各種工事等の実施に当たっては、委託先の事業者等が関与するが、そうした人々にも上記の通知の該当箇所を励行するように指導するとともに、国交省からの通達の別紙4「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について：国土交通省不動産・建設経済局建設業課長」（令和3年4月25日）に従った対応も要請する。

### 2 豊島における感染防止の対応

豊島事業の遂行に当たっては、上記のように基本的に県ならびに国の通達等に従うが、本事業特有の事項については、以下のように対応する。

#### （1）豊島への移動での対応

県職員の豊島への移動は、別紙1の通勤時の対応に該当する。すなわち、公共交通機関（船舶）を利用する職員は、多くの人が集中する時間帯を避けるよう努めることとする。また、豊島への移動は可能な限り避け、電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務める。なお、豊島を訪れる職員には、新型コロナウイルスのワクチンを接種し

ている者を優先的に充てることとする。

同様の対応を委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

## (2) 豊島島内での移動等での対応

県職員の豊島島内での移動に当たっては、公用車を活用し、島民との接触を避ける方法で行うとともに、また豊島処分地以外の場所（例：商店）には訪問しないことを原則とする。

同様の対応を同じく委託事業者や工事関係者、さらには運送事業者にも文書で求め、対処方を依頼する。

## (3) 豊島事業に関係する各種会合への対応

県外関係者が参加する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会ならびに同豊島処分地地下水・雨水対策等検討会、豊島事業関連施設の撤去等検討会、豊島廃棄物処理事業協議会については、別紙3に従って対応するが、会議の運営上必要がある場合は、ウェブ会議を行うことができるものとする。

また、県内関係者のみの開催となる事務連絡会については、可能な限り電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務め、集合開催とする場合には、参加人数の縮小、開催時間の短縮、着席間隔の拡大、室内の換気の実施、アルコール消毒やマスクの着用等咳エチケットの励行等の対策を行う。

## (4) 豊島住民会議の現場視察への対応

豊島住民会議が行う現場視察には、別紙1の来客時の対応で対処する。すなわち、対面に当たってはアルコール消毒の実施、2m以上の間隔を空け、マスクを着用しての対応を行う。同様の対応を対面者にも求めることとする。

## (5) 見学者への対応

見学者への対応については、全国の状況を注視しながら、別紙3に基づき人数制限により3密を回避し、体温計測、手指消毒、換気を徹底する等の感染症対策を講じた上で、受入れをしていく。

当面、上記のような対応を実施するが、状況が変化した場合には、それに合わせて内容を改め、フォローアップ委員会委員や関係者に通知する。



### 3 作業員の感染者発生時等の対応

別紙5「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について：厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」（令和3年6月4日）において、濃厚接触者等の候補を判断する際の範囲が示されている。これを参考に、処分地内で業務に当たる作業員を複数のグループに分け、グループを超えた接触を抑制することで、感染者の発生時は、感染者の属するグループのみ業務を停止し、その他のグループは業務を継続することとする。

#### (1) 事前のグループ分け

まず、別紙5に基づき、濃厚接触者の候補となる者については表1のとおりであり、3密等を避けることにより、通常業務において濃厚接触者が発生するおそれは低いと想定される。

次に、患者周辺の検査対象者（以下、「その他の接触者」という。）の候補となる者については表2のとおりであり、同一の元請業者の下で作業を行う場合、接触を完全に避けることは難しいと推定される。

したがって、原則、元請業者毎に1つのグループを形成し、各下請業者は元請業者と同じグループに属するものとする。なお、下請業者が単独で休憩所を設置する等、元請業者と下請業者の接触を避ける措置を実施する場合には、当該下請業者のみで1グループとして取り扱う。

以上のグループ分けは各委託業務開始前に県が整理する。

表1 濃厚接触者の候補となる者

候補の条件	処分地内の通常業務における評価
患者と同居していた者	該当なし
適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者	該当なし
患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者	該当なし
手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし*で、患者と15分以上の接触があった者	作業員に必要な対策を求める。

※ 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

表2 その他の接触者の候補となる者

候補の条件	処分地内の通常業務における評価
いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、	—
感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者	同一の元請業者の下で作業を行う場合、完全に避けることは難しい。
物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者	同一の元請業者の下で作業を行う場合、完全に避けることは難しい。
寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者	発生時に確認する。
換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者	事前に事業者毎に共用設備を設定し、他設備をしない。

(2) 通常時の対応

共用設備（休憩室、更衣室、トイレ等）は原則グループ毎に設置することとし、朝礼等集団で行う行為については各グループ内で実施する。グループ間で連絡調整が必要な場合は、マスクの着用、物理的な距離を確保等の感染予防策を行った上で実施又はWeb会議により実施する。

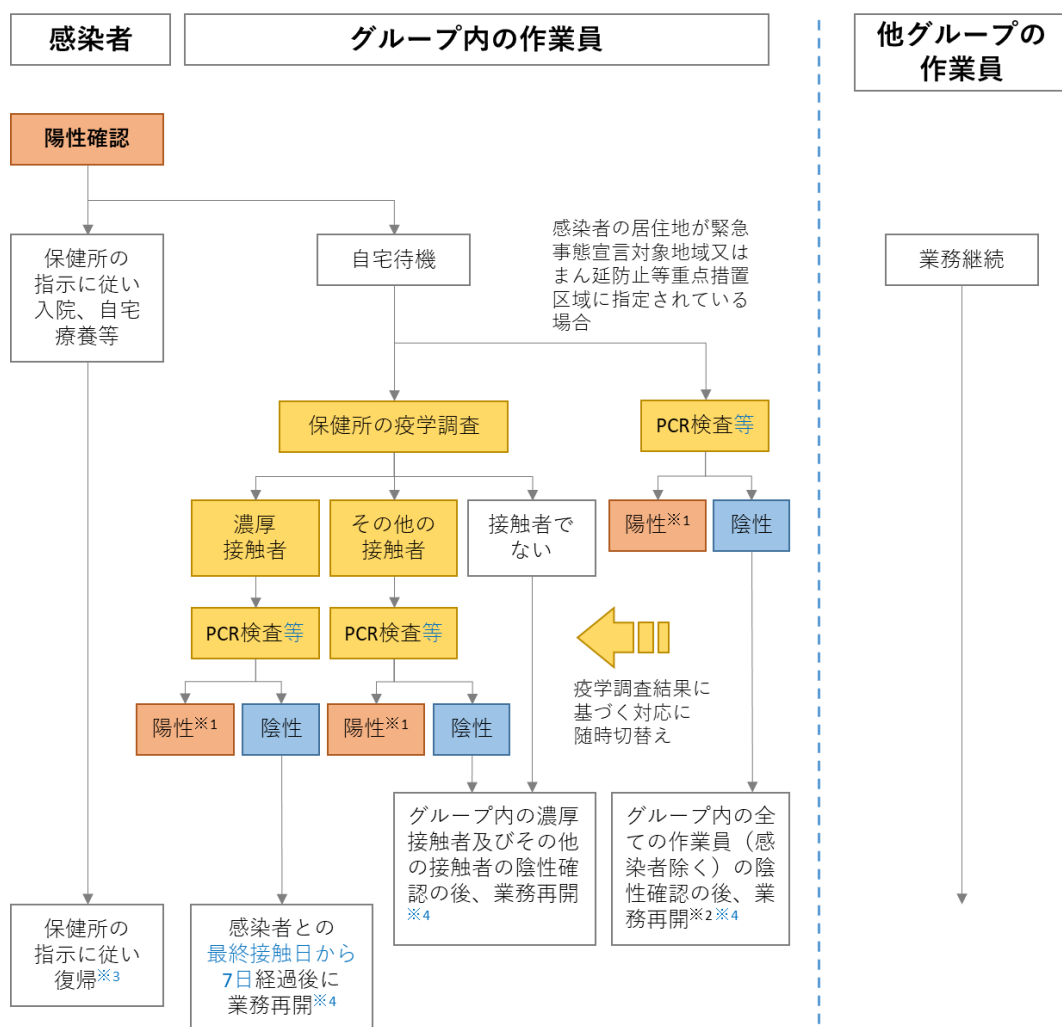
(3) 感染者発生時の対応

作業員に感染者が発生した場合は、図1のとおり、感染者が属するグループの作業をできるだけ速やかに停止し、グループ内の作業員を自宅待機させるとともに、作業日毎の作業員のリストを保健所に提出するなど、保健所による積極的疫学調査に協力する。その後、積極的疫学調査で濃厚接触者及びその他の接触者とされた作業員全員のPCR検査等（抗原検査を含む。）の陰性が確認されたことをもって、作業を再開（ただし、濃厚接触者については感染者との最終接触日から7日間自宅待機を継続）する。ただし、感染者との最終接触日から10日間は検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行う。

また、別紙5のとおり、感染者の居住地が緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域に指定されている場合は、保健所業務の逼迫による疫学調査の遅延のおそれがあるため、グループ内の全ての作業員（感染者を除く。）にPCR検査等の受検を要請し、全員の陰性が確認された後、作業を再開するものとする。この場合は、保健所の疫学調査結果の連絡があり次第、当該結果に基づく対応に切り替える。

なお、PCR検査等の結果、グループ内の作業員の陽性が確認された場合は、当該作業員を感染者として本項に定める対応を再び行うが、PCR検査等の受検後に当該作業員と接触がない者については陰性とみなし、保健所からの要請がない限り、再度のPCR検査等は実施しない。

また、国等により感染者及び濃厚接触者等に係る待機期間等の取扱いが変更された場合は、本マニュアルの規定に関わらず、それに従うものとする。



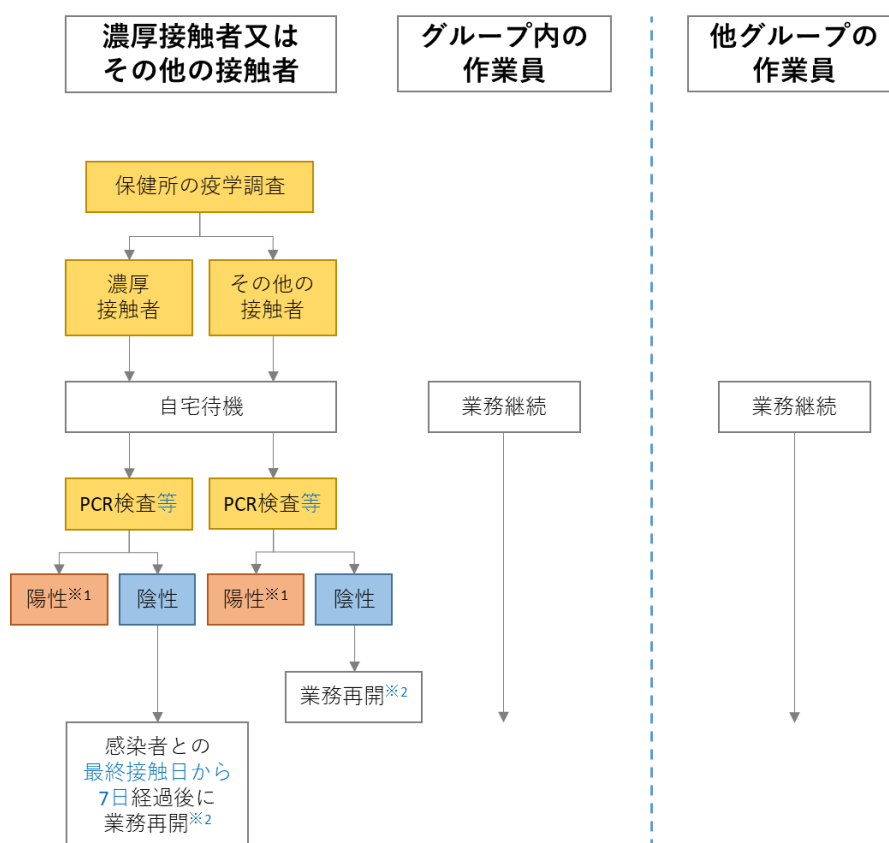
- ※1 PCR検査で陽性が確認された場合、当該作業員を感染者として、同様の対応を再び行う。
- ※2 業務再開後に疫学調査により濃厚接触者と判断された場合、当該作業員はその時点から自宅待機とし、感染者との最終接触日から7日間経過後に業務再開する。
- ※3 検体採取日から10日間は健康状態の観察、感染対策を行う。
- ※4 感染者との最終接触日から10日間は健康状態の観察、感染対策を行う。

図1 感染者発生時の対応

#### (4) 濃厚接触者又はその他の接触者の確認時の対応

グループ内で感染者が発生していない場合で、作業員がグループ外の感染者の濃厚接触者又はその他の接触者であると保健所が判断した場合は、当該作業員を自宅待機させるとともに行政検査の実施に協力し、陽性が確認された場合は(3)に定める対応を実施する。

なお、当該作業員の陽性が確認されない限り、グループ内の作業員等については、図2のとおり、通常の感染防止対策を実施しながら、業務を継続するものとする。



※1 PCR検査で陽性が確認された場合、当該作業員を感染者として、図1に示す対応を行う。

※2 感染者との最終接触日から10日間は健康状態の観察、感染対策を行う。

図2 濃厚接触者等の確認時の対応

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
( 総務部長 )新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
職場における対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、感染力が高いとされる変異株の感染拡大により、5月31日を期限として、東京都、大阪府など9都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が、沖縄県と同様6月20日まで期限が延長され、また、8県で「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、5月31日が期限となっている埼玉県、岐阜県など5県への適用が6月20日まで期限が延長されました。

本県では、ゴールデンウィーク明けの5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続で過去最高を更新するなど、変異株による感染が急激に拡大したことから、5月8日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日から31日まで「緊急事態対策期」に移行しました。その後の取組により、直近の新規感染者数はおよそ10人前後のレベルに減少しているものの、感染が拡大又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるどころであり、また、病床利用率など医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていることから、6月1日から20日まで、「感染拡大防止集中対策期」に移行し、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令することとなりました。

感染拡大の抑制効果が期待されるワクチンの予防接種は、全国で高齢者のワクチン接種を7月末までに行うことを目標に懸命の努力がされていますが、まだ、一般の多くの方が接種を受けられる状況にはありません。

現状においては、このような最近の感染状況等を踏まえ、これまで取り組んできた職場等における感染防止対策について、より一層徹底することが必要です。

つきましては、令和2年12月8日付け2職員第50898号統轄安全衛生管理者通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場の対応について (通知)」を以下のとおり改正しますので、各所属においても、職場の実態に即して、適切に対応していただきますようお願いいたします。

※以下の下線部分：前通知からの改正部分

## 記

## 1 職場における感染予防対策について

- (1) 感染予防のための基本的な取組 (身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気の励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等) の実施を徹底すること。
- (2) ①～③の取組等を通じて、「三つの密」 (密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)、密集場所 (多くの人が密集している)、密接場面 (お互いに手を伸ばしたら届く距離での

会話や発声が行われる) ) を避けること。

①在宅勤務や早出・遅出勤務等により、人と人との接触機会を極力低減すること。

②出張等による移動を減らすためオンライン会議等を活用すること。

③換気を徹底し、職場でもお互いの距離を十分にとること。

(3) 感染リスクが高まる「5つの場面」における場面⑤「居場所の切り替わり」の際は、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。休憩室、喫煙所、更衣室、車やバスで移動する際の車中等は、注意が必要であること。

(4) 感染防止の取組は、職員一人一人が取組の趣旨を踏まえて、行動変容を含めて取り組むことが重要であることから、衛生委員会や各所属の会議等の機会を活用し、職員に周知を図ること。

(5) 職場の勤務状況や施設の状況は、各所属において、それぞれ異なることから、2 感染予防のための具体的な取組事項の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討し、取り組むこと。

その際、必要に応じて、産業医等に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、衛生委員会等の意見を聞くこと。

## 2 感染予防のための具体的な取組事項

### (1) 職場内での感染予防の徹底

#### ①換気の徹底等

・ 必要換気量（一人当たり毎時30m<sup>3</sup>）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

※適切な換気により、二酸化炭素濃度が1000ppm以下となることが目安となること。

・ 本庁本館は、窓が開閉できず、機械換気を行っており、庁舎管理者により換気設備を適切に運転・管理することで、ビル管理法令の空気環境の基準を満たしているが、必要に応じて、外気導入装置（ペリカウンター）を開放すること。

・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

#### ・ 夏季の留意事項

特に、気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあり、また、マスクを着用して強い負荷の作業や運動をすることも健康障害のリスクが高くなるとされている。そのため、そのような状況でマスクを着用する際は、のどが渇く前のこまめな水分補給等に留意する必要があること。感染症予防対策と熱中症予防対策が両立できるよう職場の実態に即して適切に対応すること。

#### ・ 冬季の留意事項

室温が下がらない範囲で常時窓を開けること（例：窓を少し開け、室温18℃以上を目安とすること。）。必要に応じて、連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）も検討すること。

#### ②接触感染の防止

・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。これが困難な場合は、アルコール手指消毒剤を使用すること。

・ 執務室の出入口には、アルコール手指消毒剤を設置すること。

・ 複数人で共有する物品・機器等（※）やドアノブ、エレベータのボタン等については、アルコール手指消毒剤でこまめに消毒すること。

※電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等

・ 来客等に対し、感染防止措置への協力（手指消毒剤による手指消毒及び必要に応じたマスク着用のお願い等）を要請すること。

- ・休憩室等を使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し廃棄すること。

### ③飛沫感染の防止

- ・マスクを着用すること。
- ・大声で会話しないようにすること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなどの工夫をすること。
- ・職場においては、できる限り、人と人との間の十分な距離の保持（1 m以上）し、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2 m以上）ことが望ましい。
- ・オンライン会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2 m以上）を取ることが望ましい。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・職場の状況に応じた、感染防止対策の工夫をすること。  
例：来庁者との面談や受付事務等で距離を確保できない場合は、パーティションの設置など感染防止対策を検討すること。
- ・食堂、休憩室、リフレッシュルーム、トイレ、手洗い場等の利用に際しては、特に、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないよう留意すること。

### ④一般的な健康確保措置の徹底等

- ・疲労の蓄積（易感染性）につながることから、長時間の時間外勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理にも留意すること。
- ・職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例えば、出勤前の体温測定を励行するとともに、体調がすぐれない場合は所属長に報告するよう指導する等）

## (2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

### ①接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。
- ・出張から帰庁した際は、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

### ②飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・通勤に公共交通機関を利用している職員は、他人にうつさない観点から、マスク着用をするとともに、可能な場合には、多くの人が集中する時間帯を避ける早出・遅出勤務を活用すること。
- ・出張の際は、公用車等の換気に留意すること。
- ・通勤や出張の際、電車、バス、タクシー等を利用する場合、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、オンライン会議等を活用すること。

### (3) 在宅勤務の活用等

新型コロナウイルス感染症予防の一環として、職場や通勤での感染防止のため、職場や職務の実態に即して在宅勤務の実施や年次休暇の取得促進を行うこと。

## 3 風邪症状を呈する職員への対応について

- ・症状からインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を識別するのは難しいとされている。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。



**参照**：人事・行革課のページー勤務条件ー休暇・休業ー特別休暇  
出勤時交通遮断休暇（新型コロナウイルス感染拡大防止関係）

- ・特に、①高年齢職員、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有するなどの重症化リスク因子を持つ職員、③妊娠している職員について配慮すること。
  - ・風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。その際、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
  - ・風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
  - ・発熱やのどの痛み、せきなどの風邪症状があり医療機関を受診する際は、事前にかかりつけ医等の身近な医療機関や「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に電話相談をして、受診の可否や受診医療機関、受診に際しての留意事項を確認したうえで、マスク着用や手指消毒を徹底し、感染防止対策に十分に留意して受診するよう指導すること。
- 4 発熱などの症状のある方の相談・受診体制について（令和2年11月1日から）  
令和2年11月から、発熱などの症状がある方の相談・受診体制が変わりました。  
まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

○香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター  
電話番号：0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にてファクスでご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

相談内容

**受診・相談センター**

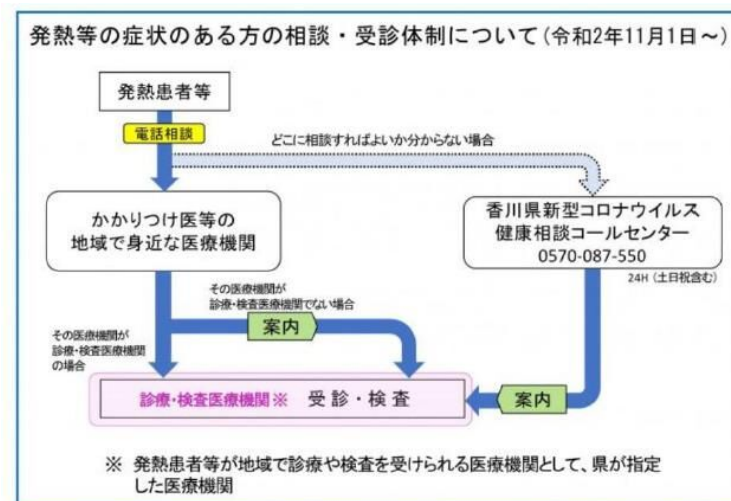
発熱などの症状のある方からの相談に対応します。

<新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安>

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかのある場合
- ・基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

**一般相談**

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談に対応します。





## 5 職員から所属長への報告

- 職員は、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者に該当した場合やPCR検査、抗原検査等を受診することになった場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。
- 各所属で、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応については、以下の通知によること。

**参照**：職員課のページ様式ダウンロード－健康管理関係－通達・指針

令和2年12月8日付け2職員第50899号「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）

- 所属長は、事前に、所属の職員に対して、陽性者又は濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを説明しておくこと。例えば、新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させることなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性があることに留意すること。

## 6 妊娠中の女性職員への配慮について

- 妊娠中の女性職員への配慮については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年厚生労働省告示第105号）に則り、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診断に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務、妊娠障害休暇等をいう。以下同じ。）等の必要な措置を講じる必要があること。また、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じる必要があること。

**参照**：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

(問い合わせ先)

- |                     |           |            |
|---------------------|-----------|------------|
| ・建物の換気、消毒           | ：財産経営課    | 内線 2 7 1 1 |
| ・感染者発生時の報告          | ：人事・行革課   | 内線 2 5 8 2 |
| <u>勤務時間・休暇制度</u>    |           |            |
| <u>在宅勤務</u>         |           |            |
| <u>妊娠中の女性職員への配慮</u> |           |            |
| ・上記以外のこと            | ：職員課健康管理室 | 内線 2 6 3 0 |

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
(総務部長)

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合  
又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、令和4年1月20日付け3職員第99428号「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」により周知していますが、令和4年1月5日（令和4年1月28日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」を踏まえ、今後、職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 職員から所属長への報告

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者、その他の接触者（濃厚接触者には該当しないが、念のためにPCR検査等を受ける者。同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。）又は有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診する場合の当該受診者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。

なお、特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合、及びワクチン・検査パッケージ等定着促進事業によるPCR検査等を受診する場合については、2及び3によらず、4により対応すること。

また、所属長は、所属の職員に対して、陽性者等になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを改めて説明すること。

### 2 所属長の対応（報告）

報告を受けた所属長は、速やかに人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長にその旨を報告すること。

### 3 職員が陽性者等となった場合の感染防止措置

#### (1) 感染者（陽性者）の発生確認後の対応

- ① 報告（上記1及び2の対応）
- ② 執務室等の窓を全開にするなどして、換気を行うこと。
- ③ 周囲の職員は、直ちにマスクを着用すること。
- ④ （保健所の指示のもと）感染者が所属している執務室、トイレ等をアルコール手指消毒剤又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で消毒すること。
  - ・ 感染者が使用しているパソコンや机・椅子、共用物品・機器等（電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等）の消毒は、アルコール手指消毒剤を使用して消毒すること。
  - ※ 消毒作業には、職員課健康管理室等の職員が立ち会う。
  - ・ トイレ内の感染者が接触したと思われる箇所、執務室の床（絨毯部分を除く。）等については、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること。（詳細は、メーカーのホームページ等で確認すること）

● 濃度 0.05%：新型コロナウイルス対策として消毒する場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 10mℓ（キャップ2杯）を入れる。

● 濃度 0.1%：おう吐物、ふん便などの汚れがある場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 20mℓ（キャップ4杯）を入れる。

- (2) 保健所の感染経路の調査に協力すること。
- (3) PCR検査等で陽性となった職員は、感染者として療養（入院、宿泊療養施設又は自宅で療養）する。（サービスは出勤時交通遮断休暇（いわゆるコロナ特別休暇）。以下、「特別休暇」という。）
 

また、無症状患者（無症状病原体保有者）で検体採取日から7日間を経過し8日目に療養を解除された場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行うこととする。
- (4) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者となった職員は、PCR検査等を受診することとなる。
  - ・ PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。（サービスは特別休暇）
  - ・ 濃厚接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合でも、感染者との最終接触日から **7日間**は自宅待機（健康観察）となる。（サービスは特別休暇）健康観察で問題がなければ、所属長へその旨を報告し職場復帰する。**ただし、感染者との最終接触日から10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行うこととする。**
  - ・ 自宅待機（健康観察）の間は、以下のことに注意すること。
    - 不要不急の外出は控え、公共交通機関の利用は避けること。
    - 外出時や同居者と接触する場合は、マスクを着用し、手洗いなど手指衛生に気を付けること。
    - マスクを触った後は、必ず手洗いをするなど手指衛生に気を付けること。
    - 健康状態を毎日確認すること。体温測定を定期的に1日2回行い、発熱の有無を確認すること。
    - 発熱又は呼吸器症状等が出れば、医療機関を受診する前に、指示を受けた保健所へ

連絡し、指示を受けること。PCR検査等をするようになった場合は、所属長へ報告すること。

※ 所属長は、人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長へ報告すること。

- ・濃厚接触者（PCR検査等で陰性）としての自宅待機の期間中は、健康観察（勤務は特別休暇）を原則とするが、無症状で、本人が希望し、他人と接触することがなく作業ができる場合は、所属長の判断で在宅勤務を認めることができる。なお、発熱又は呼吸器症状等が出れば、保健所へ連絡し、指示を受けること。

(5) 保健所の積極的疫学調査によりその他の接触者とされた職員は、PCR検査等を受診することとなる。

- ・PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。（勤務は特別休暇）
- ・その他の接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合は、健康観察をしながら、職場又は在宅勤務で業務に従事する。（健康観察の期間は、感染者との最終接触日から10日間）
- ・自宅待機（健康観察）の間の注意事項は（4）と同様

(6) 有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診した職員についても、PCR検査等の結果が判明するまでの間は（4）、（5）と同様に自宅待機となる。（勤務は特別休暇）なお、PCR検査等で陰性となった場合の勤務については、健康状態を観察し、医師の判断に基づき勤務の可否を検討する。（勤務が否とされた場合の勤務上の取扱いは、病気休暇）

4 特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合又はワクチン・検査パッケージ等定着促進事業によるPCR検査等を受診する場合の対応

- ・職員は、PCR検査等の結果が陽性となった場合、速やかに所属長へ電話、メール等によりPCR検査等の結果を報告すること。（PCR検査等の受診時及び陰性の場合、所属長への報告は不要）
- ・職員が感染者（陽性者）である旨の報告を受けた場合、所属長は、3（1）の「感染者（陽性者）の発生確認後の対応」等を行うとともに、速やかに人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長にその旨を報告すること。

※特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診者及びワクチン・検査パッケージ等定着促進事業によるPCR検査等の受診者は、当該PCR検査等の受診のみをもって、特別休暇の取得対象とはならない。

(問い合わせ先)

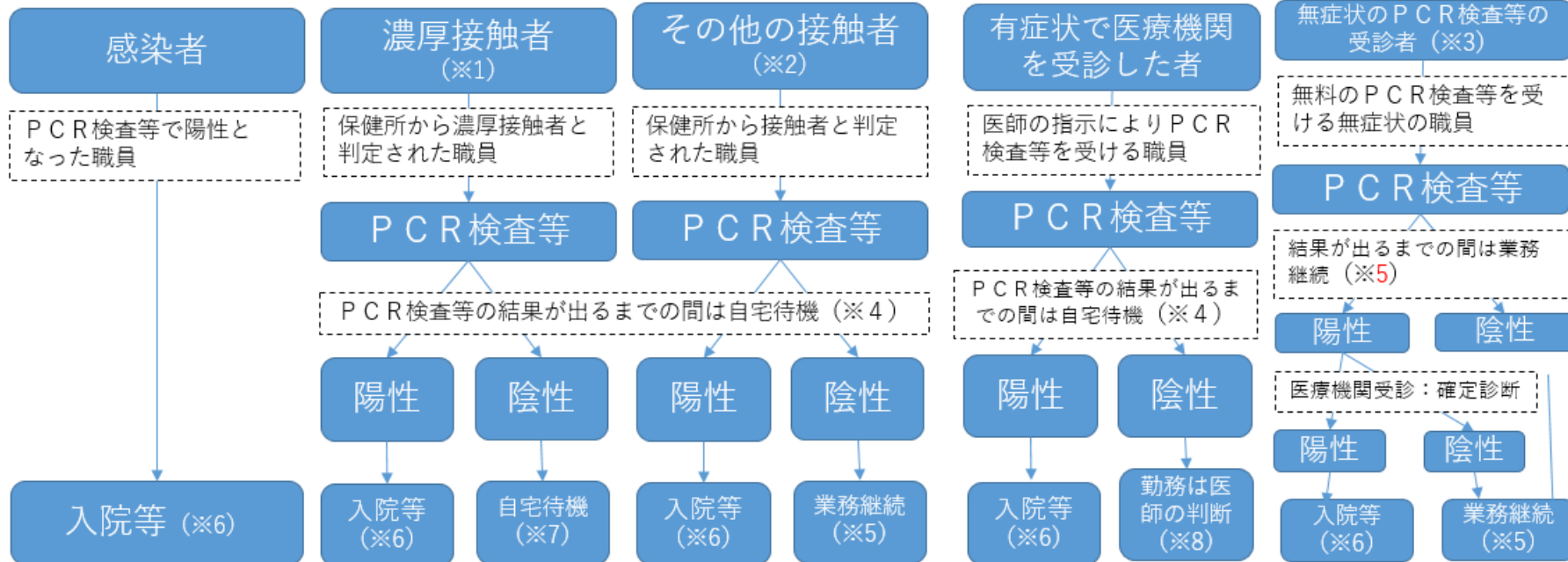
- ・感染者発生時の報告：人事・行革課 内線2582
- ・感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線2630
- ・建物の消毒：財産経営課 内線2711

別紙

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応

# 職員が感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応

別紙



- ※1 感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者のほか、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスク等）なしで感染者と15分以上の接触があった者などが該当。保健所の疫学調査により判定される。
- ※2 濃厚接触者には該当しないが、念のためにPCR検査等を受けてもらう者。同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。保健所の疫学調査により判定される。
- ※3 特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診者及びワクチン・検査パッケージ等定着促進事業によるPCR検査等の受診者
- ※4 服務上の取扱いは、特別休暇。
- ※5 健康状態を観察しながら、職場もしくは在宅勤務により業務継続。
- ※6 入院だけでなく、症状等により、県指定の宿泊療養施設（ホテル）、自宅で療養する場合あり。服務上の取扱いは、特別休暇。**無症状患者で8日目に療養を解除された場合でも、10日間を経過するまでは健康状態の観察、感染対策を行う。**
- ※7 濃厚接触者とされた者は、検査結果が陰性の場合であっても、感染者との最終接触日から**7日間**は自宅に待機して健康観察が必要。服務上の取扱いは、特別休暇（不要不急の外出や公共交通機関の利用も控える。ただし、無症状で、本人が希望し、他人と接触することがなく作業ができる場合は、所属長の判断で在宅勤務も可）。**7日経過後は、職場復帰可能。ただし、10日間を経過するまでは健康状態の観察、感染対策を行う。**
- ※8 健康状態を観察し、医師の判断に基づき勤務の可否を検討。勤務が否とされた場合の服務上の取扱いは、病気休暇。

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
(総務部長)

職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について（通知）

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、令和4年1月20日付け3職員第99428号「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）（以下「令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知」という。）により周知していますが、新しい変異株オミクロン株の急激な感染拡大により、様々な場面での感染リスクが高まっています。

つきましては、今後、職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いします。

## 記

### 1 職員から所属長への報告

職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことを把握した場合は、その旨を速やかに所属長へ報告すること。

なお、職員が感染者となった場合は、令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知により対応すること。

### 2 所属長の対応（報告）

報告を受けた所属長は、速やかに人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長にその旨を報告すること。

### 3 職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の感染防止措置

#### (1) 感染者の発生確認後の対応

- ① 報告（上記1及び2の対応）
- ② 県の庁舎の場合は、感染者が参加した会議等の用務場所の窓を全開にするなどして、換気を行うこと。また、県の庁舎以外の場合は、その施設管理者へその旨連絡すること。
- ③ 周囲の職員は、直ちにマスクを着用すること。（再確認）
- ④ 県の庁舎の場合は、感染者が参加した会議等の用務場所及び周辺の感染のおそれのある共用スペース、トイレ等をアルコール手指消毒剤又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で消毒すること。

消毒作業（※）については、報告の際、職員課健康管理室に御相談ください。

※消毒作業は、令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知3（1）④等を参照

#### (2) 保健所の感染経路の調査に協力すること。

#### (3) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者となった職員、その他の接触者となった職員については、保健所の指示に従い、令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知により対応すること。

#### (4) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者又はその他の接触者とならなかった職員であっても、当該会議等に従事した職員は、オミクロン株の感染拡大の状況を踏まえ、特措法第24条第9項に基づき無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診を検討すること。

- ・この場合においては、令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知の4の場合とは異なり、職員は、PCR検査等の受診時及び結果が判明した場合（陰性の場合を含む）は、速やかに所属長へ報告すること。また、所属長は、職員から報告を受けたPCR検査等の結果について、速やかに人事・行革課長、健康福祉総務課長及び職員課健康管理室長へ報告すること。
- ・サービスについても、この場合においては、令和4年1月20日付け統轄安全衛生管理者通知の4の場合とは異なり、特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診者についても、特別休暇（出勤時交通遮断休暇（いわゆるコロナ特別休暇））の取得対象となる。

(問い合わせ先)

- ・感染者発生時の報告：人事・行革課 内線2582
- ・感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線2630
- ・建物の消毒：財産経営課 内線2711

#### 別紙

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応

※ 適用期間のみ延長し、その他の項目に変更はありません。

令和4年2月10日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベントに関する協力要請(法第24条第9項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間

令和4年1月21日(金)から同年3月6日(日)までの間

※ 令和4年1月20日(木)までにチケットが販売されたイベントについては、同日までに販売されたチケットに限り要件を適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。また、適用期間以降、開催制限を満たさないイベントのチケットの新規販売は行わないこと。

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人との間隔(できるだけ2m、最低1m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

※ 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。  
なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。



#### 4 感染防止安全計画の策定・提出

##### (1) 対象

大声なしの5,000人超のイベント

##### (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は20,000人とする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

なお、安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

##### (3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

#### 5 留意事項

別添10：イベント等の開催に係る留意事項

省略

別紙1：チェックリスト

省略

別紙2：感染防止安全計画

省略

別紙3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙4：イベント開催等における必要な感染防止策

省略

#### (参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年1月25日付け事務連絡）

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その3)」（令和4年1月25日付け事務連絡）

# イベント等の開催に係る留意事項

香川県全域

別添10

## 【イベント等の開催制限】

	収容率 ※1	人数上限 ※1
大声なし	100%以内 ※2	5,000人
大声あり	50%以内 ※3	(感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた場合は20,000人 ※4)

※1 収容率と人数上限で、どちらか小さい方を限度とする。

※2 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を空ける。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を空ける。

※4 安全計画策定イベントにおいて、対象者全員検査を実施する場合には、人数上限を収容定員までとする。

## 【チェックリストの作成・公表】

- イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成し、ホームページ等で公表してください。【省略】別紙1・参考資料（別紙4）
- 県にチェックリストを提出する必要はありませんが、イベント終了日から1年間保管してください。
- 感染防止安全計画を策定する場合は、チェックリストを作成する必要はありません。

## 【感染防止安全計画の策定・提出】

- 人数上限を緩和して、大声なしの5,000人超のイベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けてください。【省略】別紙2・参考資料（別紙4）
- イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出してください。【省略】別紙3

国不入企第3号  
令和3年4月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた  
工事及び業務の対応について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和3年4月16日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年4月20日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年4月23日に、1都2府1県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）を対象として、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたところです。新型コロナウイルス感染症への対策について、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更））（以下「基本的対処方針」という。）においては、「三つの密」を徹底的に避け、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行うことをより一層推進することなどが重要であるとされており、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践を促していくこととされています。また、基本的対処方針においては、引き続き、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されているところです。これらのことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年1

2月24日改訂版))」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、今般の緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象から、東京都、京都府、大阪府、兵庫県が除かれるとともに、愛媛県が新たにまん延防止等重点措置の対象とされたことにより、7県がまん延防止等重点措置の対象となったところですが、緊急事態宣言を踏まえた上記の対応と同様に、引き続き適切なお対応を宜しくお願いします。

また、「三つの密」対策等の更なる徹底や、感染リスクが高い場면을回避する対策の実効性を高めるための環境づくり等について、別添1、2のとおり建設業者団体宛に送付しておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、これまでも、新型コロナウイルスの罹患等により現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から工期延長等の申し出があった場合で必要があると認められるときにおける工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた場合に要した費用の上乗せ等の柔軟な契約変更等を周知してきたところですが、引き続き、遺漏なきよう宜しくお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添3、4のとおり定めておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事務連絡  
令和 3 年 6 月 4 日各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中  
      { 特別区 }厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

## 感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報（行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など）が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

### 【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

#### （事例）

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間<sup>※1</sup>において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

**【濃厚接触者の候補】**

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし<sup>※2</sup>で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

**【患者周辺の検査対象者の候補】**

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など)の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

## 現場見学者対応に関する新型コロナウイルス感染症対策

2020.5.19

廃棄物対策豊島住民会議

- ・当面の間、三密を避けるために、見学者数に定員を設ける。  
ワゴン車利用の場合、4名以下。マイクロバス利用の場合、12名以下とする。  
特定警戒区域からの見学者は原則として受け入れない。
- ・見学者には事前に全員の名簿（住所、氏名、連絡先）を提出することを義務付ける。  
見学後、2週間以内に感染が確認された場合には、速やかに連絡していただくように依頼する。
- ・見学者には、当日、体温を検温し、発熱のある場合は、辞退していただく。
- ・見学者、案内者はワゴン、マイクロバス乗車時には、手指の消毒を行い、乗車する。
- ・ワゴン、マイクロバス使用後は、必ず、座席シート、ドアノブ等の消毒を行う。
- ・見学者乗車時には、ワゴン、マイクロバスの窓を開け、換気を心がける。
- ・心の資料館見学時は、入館時に手指の消毒を行い、入館する。資料館の窓、扉を開け、換気を怠らない。
- ・心の資料館内で、見学者が展示物に触れないように指示する。触れた場合は、見学後、消毒する。見学後は、扉のノブ等は消毒する。
- ・見学中に、発熱等の症状が出た場合には、診療所の医師または小豆島保健所（小豆総合事務所）に連絡し、指示を受ける。



## 遮水機能の解除工事に関する経過報告（その 2）

## 1. 概要

遮水機能の解除関連工事については、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」及び「遮水機能の解除工事マニュアル」（R3. 8. 19：第 12 回フォローアップ委員会作成）に基づき作成し、第 13 回撤去検討会（R3. 11. 24Web 開催）において、審議・了承いただいた実施計画書に基づき工事に着手している。

令和 4 年 3 月 23 日時点で、遮水壁鋼矢板及びトレンチドレーン等の撤去を終了し、令和 4 年 5 月に完了する見込みである。

## 2. 施工状況

これまでに、遮水壁鋼矢板及びトレンチドレーン等を撤去、作業ヤードの整地、整形等を完了し、現在は工事書類の整理等を実施している。

鋼矢板の引抜きにあたっては、松島委員に引抜き作業を開始時、鋼矢板の最大長（18m）部分の引抜き開始時、引き抜き作業の終了時に現地視察をいただくなど、指導・助言をいただいた。なお、引抜き時に計測したデータ等については、とりまとめ、解析を加えたうえで次回の撤去検討会で報告する。

現状に合わせて変更した実施スケジュールを表 1、遮水壁鋼矢板の設置位置を図 1、処分地の状況を写真 1～4、施工時の状況を写真 5～8 に示す。なお、遮水壁の上部に設置された笠コンクリートの除去や引抜き跡の転圧等に時間を要し工事の進捗が遅延しており、工事の完了を 3 月末から 5 月中旬に変更している。

表 1 撤去工事の実施スケジュール（実績 ←→ 予定 ←---→）

内容	施工期間							
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
実施計画書等の作成等	←→							
資機材の搬入・準備等		←→						
構造物撤去工								
アスファルト舗装等			←→					
トレンチドレーン				←→				
送水管				←→				
北揚水井				←→				
遮水壁（遮水鋼矢板及び新設鋼矢板）					←→			
コンクリート塊等の分別・保管・搬出			←→	←→	←→	←→		
作業土工（作業ヤードの整地、整形等）			←→	←→	←→	←→		
片付工							←→	←---→

（注）工事の進捗に合わせて工期末を R4. 3. 28 から R4. 5. 20 に変更した。

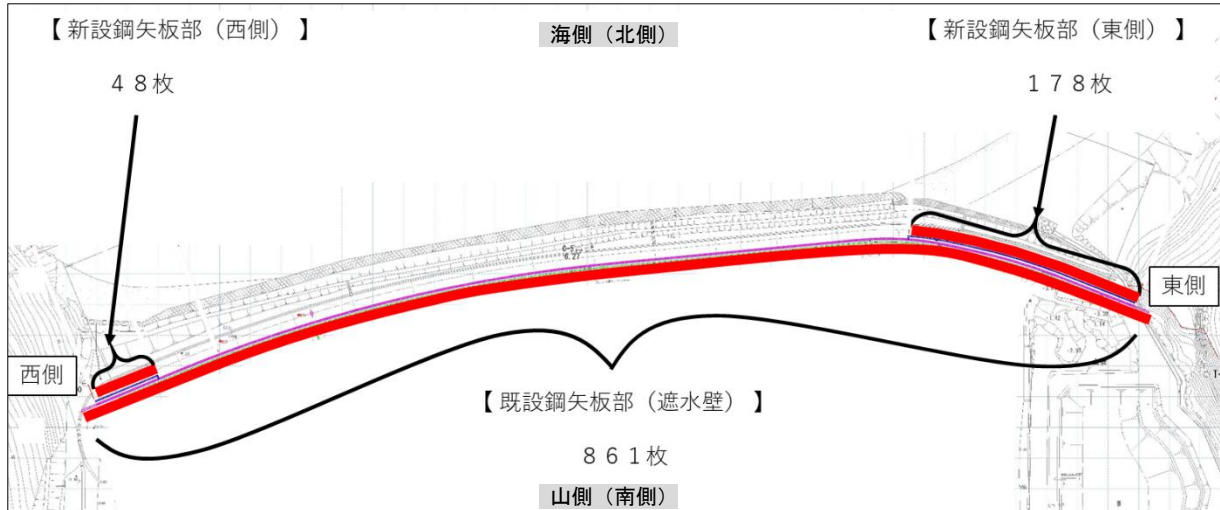


図1 遮水壁鋼矢板の位置図



写真1 引抜き前の処分地内の状況（令和3年11月29日）



写真2 引抜き後の処分地内の状況（令和4年3月17日）





写真3 北海岸土堰堤の全景（西端→東向き）



写真4 北海岸土堰堤の全景（東端→西向き）



写真5 バイブロハンマによる引抜き状況



写真6 油圧圧入引抜機による引抜き状況



写真7 松島委員立会状況（接手部の確認）



写真8 松島委員立会状況（引抜き跡）

## 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果

### 1. 環境計測

- (1) 豊島における環境計測（地下水調査）の結果……………令和4年2月調査
- ・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。

### 2. 周辺環境モニタリング

- (1) 豊島における周辺環境モニタリング（水質）の結果……………令和4年1月調査
- ・何れの地点においても、これまでの調査結果と比べて特段の差異は見られなかった。

## 豊島における環境計測（地下水調査）の結果

地下水浄化の進捗に伴う水質の推移を把握するため、地下水の環境計測等を実施している。今回、令和4年2月に実施した水質調査結果をとりまとめた。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査日

令和4年2月17日（木）

#### (2) 調査地点（調査地点図参照）

観測井3地点（A3、B5、F1西）

#### (3) 検体採取機関及び分析機関

採取機関：廃棄物対策課、環境保健研究センター

分析機関：環境保健研究センター

### 2 調査結果の概要（表1～3）

- ・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。
- ・それぞれの観測井において、次の項目が環境基準を満足しなかった。

A3 : 砒素

B5 : 鉛、砒素、ほう素、1,4-ジオキサン

F1西 : 砒素、クロロエチレン、ほう素、1,4-ジオキサン

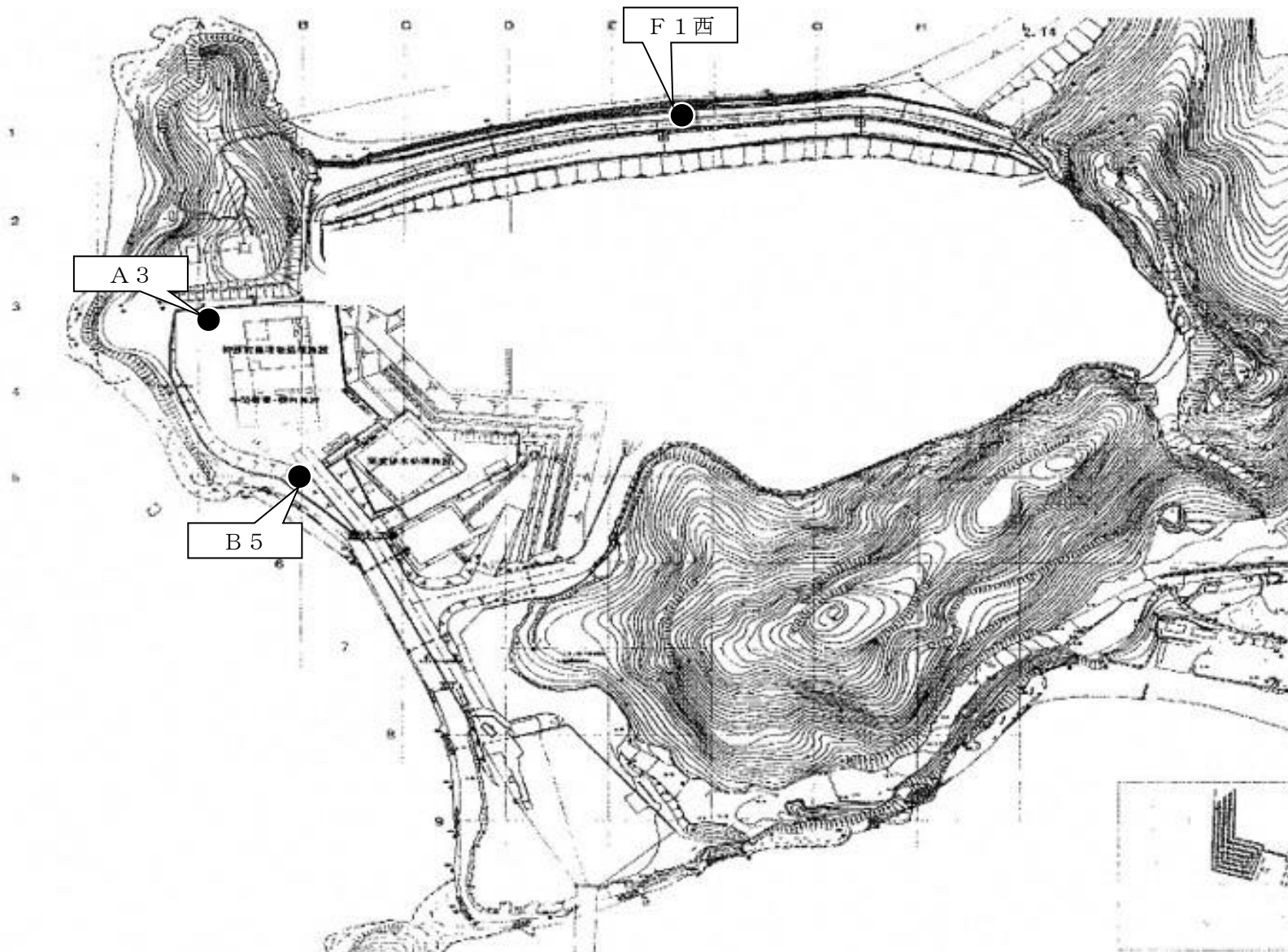


図 豊島における環境計測（地下水調査）調査地点

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.17	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16				
一般項目	pH	7.0	7.1	6.9	7.1	7.0	6.8	7.0	7.2	6.9	6.8	6.7	6.7	6.9	6.6	6.8	6.9	6.9	6.8	6.8	6.6	9.8	11.4	7.0	7.0	7.0	-	-	
	BOD	7.5	12	0.8	4.3	0.7	0.9	ND	1.4	1.0	ND	1.0	1.0	0.8	ND	ND	0.8	1.3	1.3	ND	ND	1.0	ND	ND	1.3	22	-	0.5	
	COD	32	70	17	18	10	21	3.1	3.7	5.7	5.6	3.7	5.1	3.8	7.0	5.0	4.1	3.4	7.9	3.5	4.2	8.4	7.2	5.2	6.3	49	-	0.5	
	大腸菌群数	13	33	33	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2	7.8	ND	ND	11	13	ND	350	2	7.8	ND	ND	280	11	ND	-	-	
	油分	0.6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.7	1.1	0.6	ND	0.8	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1
	有機磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1
	鉛	ND	<u>0.1</u>	<u>0.015</u>	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.008	ND	ND	0.008	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002
	砒素	<u>0.56</u>	<u>0.73</u>	<u>0.40</u>	<u>1.1</u>	<u>0.42</u>	<u>0.59</u>	<u>0.31</u>	<u>1.6</u>	<u>1.2</u>	<u>0.26</u>	<u>0.55</u>	<u>0.50</u>	<u>0.70</u>	<u>1.0</u>	<u>0.54</u>	<u>0.27</u>	<u>0.13</u>	<u>0.090</u>	<u>0.21</u>	<u>0.56</u>	<u>0.49</u>	<u>0.26</u>	<u>0.16</u>	<u>0.22</u>	<u>0.68</u>	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<u>0.0034</u>	<u>0.0063</u>	<u>0.0044</u>	<u>0.0090</u>	<u>0.0040</u>	<u>0.017</u>	<u>0.0023</u>	<u>0.0034</u>	<u>0.0035</u>	<u>0.0032</u>	ND	ND	<u>0.0022</u>	0.0018	<u>0.012</u>	<u>0.018</u>	0.002	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	<u>0.21</u>	<u>0.018</u>	<u>0.029</u>	<u>0.018</u>	<u>0.0091</u>	<u>0.0082</u>	<u>0.0053</u>	0.0019	0.0007	<u>0.0066</u>	<u>0.010</u>	<u>0.0060</u>	0.0032	<u>0.0057</u>	<u>0.0079</u>	<u>0.0045</u>	0.0036	0.0033	0.0037	<u>0.0050</u>	0.0020	0.0031	0.0010	<u>0.016</u>	<u>0.0072</u>	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	<u>0.054</u>	0.009	0.011	0.004	0.003	ND	ND	ND	0.005	0.007	0.011	0.004	0.002	0.003	0.002	0.004	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	0.005	ND	0.008	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	<u>1.7</u>	<u>0.32</u>	<u>0.33</u>	<u>0.11</u>	<u>0.071</u>	<u>0.047</u>	0.033	0.022	<u>0.047</u>	<u>0.046</u>	0.032	0.030	0.037	0.021	0.024	0.022	0.019	0.010	0.022	0.015	ND	0.022	<u>0.054</u>	<u>0.12</u>	<u>0.056</u>	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.21	0.023	0.025	0.011	0.007	0.0036	0.0018	0.0011	0.0072	0.011	0.023	0.0096	0.0029	0.0039	0.0083	0.0025	0.0019	0.0011	0.0055	0.0049	ND	0.0021	0.016	0.041	0.011	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	<u>0.15</u>	0.010	<u>0.017</u>	<u>0.022</u>	<u>0.019</u>	<u>0.011</u>	0.006	0.007	<u>0.042</u>	<u>0.043</u>	<u>0.066</u>	<u>0.027</u>	<u>0.016</u>	<u>0.021</u>	<u>0.033</u>	0.0026	0.010	0.007	<u>0.020</u>	<u>0.015</u>	0.002	<u>0.016</u>	<u>0.033</u>	<u>0.098</u>	<u>0.058</u>	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	<u>0.022</u>	<u>0.011</u>	<u>0.034</u>	0.0027	0.0012	0.0014	ND	0.0006	0.0007	0.0057	<u>0.081</u>	<u>0.014</u>	0.0007	0.0014	0.0013	0.0014	0.0007	ND	0.0006	0.0007	ND	ND	0.0020	0.0053	0.0059	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003
	チオヘンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	ベンゼン	<u>0.053</u>	<u>0.012</u>	<u>0.012</u>	0.005	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<u>0.014</u>	ND	ND	ND	<u>0.059</u>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01	0.001
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8
ホリ素	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	ND	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	1	0.1		
1,4-ジナフチン	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	4	3	2	3	1	1	1	5	3	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1	1	ND	ND	2	1	ND	2	-	1
	全燐	0.5	ND	0.2	1.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	ND	0.2	ND	ND	0.1	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.4	-	0.1	
	塩化物イオン	68	39	28	23	37	29	24	28	21	25	31	30	32	20	33	31	33	41	38	40	48	57	53	54	50	-	1	
	電気伝導率	51.3	40	32	29.5	14.6	16.1	16.2	15	16	32.7	30	28	30.8	30.8	32	30	30	32	30	31	32	87	41	50	44	-	0.1	
	ニッケル	ND	0.08	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	0.016	ND	ND	0.008	0.026	0.022	ND	ND	0.028	0.030	0.038	0.022	ND	0.008	0.044	0.016	0.013	0.019	0.12	0.098	0.023	0.007	0.049	-	0.007	
アンチモン	ND	0.002	0.005	0.002	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	ND	0.004	ND	ND	ND	0.002	-	0.001		
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	0.046	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。  
(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。  
(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。  
(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)  
(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)  
(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)  
(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)  
(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)  
(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																							地下水の 環境基準	検出 下限		
調査年月日		H27.5.19	H27.9.17	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.30	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.14	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17			
一般項目	pH	6.8	7.5	7.0	6.8	6.7	7.8	7.1	7.5	7.1	6.8	7.2	7.2	6.7	6.8	6.7	7.1	6.7	6.7	6.9	6.8	7.3	7.7	7.6	7.7	-	-	
	BOD	0.8	0.6	ND	1.4	0.6	1.8	1.8	0.5	1.4	2.7	2.9	3.0	2.3	1.2	3.6	2.3	1.7	1.7	1.4	ND	1.1	1.5	2.0	0.9	-	0.5	
	COD	11	6.5	5.6	5.7	5.0	6.7	5.1	9.0	7.5	4.3	4.6	5.2	5.0	4.6	5.1	3.5	4.2	4.7	5.8	3.9	4.1	3.5	2.9	3.8	-	0.5	
	大腸菌群数	ND	23	ND	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	49	2	ND	6.8	33	ND	ND	1100	23	33	-	-	-	-	-	-	
	油分	ND	ND	0.8	ND	ND	ND	0.6	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	ND	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	
	有機磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.1	
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.010	<u>0.014</u>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002	
	砒素	<u>29</u>	<u>0.64</u>	<u>0.38</u>	<u>0.45</u>	<u>1.1</u>	<u>7.6</u>	<u>0.20</u>	<u>0.47</u>	<u>3.9</u>	<u>0.38</u>	<u>1.2</u>	<u>2.2</u>	<u>0.12</u>	<u>0.28</u>	<u>0.58</u>	<u>0.093</u>	<u>0.46</u>	<u>0.90</u>	<u>2.1</u>	<u>0.60</u>	ND	0.010	0.007	<u>0.012</u>	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	<u>0.0059</u>	<u>0.017</u>	<u>0.0061</u>	<u>0.0076</u>	<u>0.0052</u>	<u>0.0054</u>	<u>0.0056</u>	0.0014	<u>0.012</u>	<u>0.0052</u>	<u>0.0045</u>	<u>0.0030</u>	<u>0.0032</u>	<u>0.0032</u>	<u>0.0031</u>	<u>0.0052</u>	<u>0.0032</u>	<u>0.0025</u>	ND	<u>0.0026</u>	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	<u>0.016</u>	<u>0.0062</u>	<u>0.0083</u>	<u>0.0097</u>	<u>0.0094</u>	<u>0.015</u>	<u>0.0070</u>	0.0035	<u>0.0083</u>	<u>0.012</u>	<u>0.0090</u>	<u>0.0064</u>	<u>0.0071</u>	<u>0.0069</u>	<u>0.0065</u>	<u>0.0058</u>	<u>0.0059</u>	<u>0.0053</u>	ND	<u>0.0046</u>	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.010	0.002	0.002	0.006	0.008	0.013	0.004	0.002	0.002	0.010	0.005	0.002	ND	0.004	0.003	0.003	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	<u>0.082</u>	<u>0.046</u>	0.034	0.027	0.029	0.037	0.020	0.011	0.021	0.033	0.021	0.014	ND	0.020	0.017	0.014	0.016	0.011	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	0.029	0.010	0.010	0.017	0.030	0.049	0.014	0.0087	0.011	0.026	0.017	0.0095	ND	0.015	0.013	0.012	0.010	0.0071	ND	0.0088	ND	ND	ND	ND	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	<u>0.091</u>	<u>0.062</u>	<u>0.049</u>	<u>0.078</u>	<u>0.10</u>	<u>0.15</u>	<u>0.065</u>	<u>0.039</u>	<u>0.059</u>	<u>0.063</u>	<u>0.066</u>	<u>0.044</u>	<u>0.056</u>	<u>0.070</u>	<u>0.061</u>	ND	<u>0.040</u>	<u>0.031</u>	ND	<u>0.027</u>	ND	0.001	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	0.0092	0.0015	0.0028	0.0026	0.0034	0.0044	0.0017	0.0007	0.0013	0.0038	0.0023	0.0013	0.0020	0.0023	0.0018	0.0011	0.0020	0.0010	ND	0.0023	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.02	0.002
	ベンゼン	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	10	10	
フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.8	0.8	
トリ素	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	<u>1.1</u>	0.5	0.2	0.2	1	0.1	
1,4-ジオキサン	0.008	0.017	0.005	ND	0.005	0.005	ND	ND	ND	0.009	0.005	ND	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	2	2	1	1	1	2	2	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	ND	ND	1	19	10	1	1	-	1	
	全磷	0.4	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	0.4	0.1	0.1	0.1	ND	ND	ND	1.7	0.4	0.4	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	46	61	49	48	47	50	33	37	70	33	32	32	34	54	52	37	62	30	19	32	21	46	6	50	-	1	
	電気伝導率	31	53	41	39	38	38	34	40	48	37	44	46	37	26	47	28	22	27	170	48	40	560	24	61	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
モリブデン	ND	0.009	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	0.032	0.014	0.022	0.015	ND	0.012	0.012	0.012	0.016	0.010	0.011	0.013	ND	0.007	0.007	0.009	-	0.007		
アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)



表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																									地下水の環境基準	検出下限
調査年月日	H12.12.4	H13.3.6	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.4	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16			
一般項目	pH	6.3	6.4	6.6	7.1	6.8	6.9	6.7	7.0	6.5	6.8	6.5	6.5	6.6	6.7	6.6	6.7	6.7	6.7	6.6	6.7	6.8	6.6	6.7	6.6	6.9	-	-
	BOD	120	55	50	44	43	41	36	29	21	33	43	24	27	15	34	13	4.2	12	10	8	16	13	3.2	6.2	17	-	0.5
	COD	530	300	370	300	310	220	240	420	300	223	240	210	260	160	204	186	179	194	228	215	120	200	100	130	100	-	0.5
	大腸菌群数	3.5×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>2</sup>	ND	ND	17	ND	2.0	ND	2.0	ND	23	ND	ND	ND	ND	49	ND	2.0	790	2.0	350	1700	33	49	59	-	-
	油分	2.9	4.1	8.9	5.6	4.5	5.5	5.2	4.3	6.1	8.2	5.8	5.4	4.6	4.6	5.2	4.2	3.4	7.0	10	8.6	11	7.6	6.2	8.9	4.7	-	0.5
	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003
健康項目	全シアン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1	
	有機磷	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	鉛	0.018	0.048	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002	
	砒素	0.047	0.022	ND	0.008	0.013	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.017	ND	0.011	0.007	ND	ND	0.006	ND	0.006	ND	ND	ND	0.01	0.005
	総水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	0.085	0.039	0.018	0.006	0.003	0.002	0.003	ND	0.004	0.004	ND	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0017	0.0014	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0005	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	0.0016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001
	シマジン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	ベンゼン	0.22	0.19	0.042	0.014	0.003	0.002	0.006	0.002	0.025	0.020	0.025	0.020	0.022	0.016	0.015	0.013	0.009	0.010	0.013	0.004	0.010	0.030	0.014	0.018	0.007	0.01	0.001
	セレン	ND	-	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.26	1.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10
	フッ素	ND	ND	4.2	5.0	3.6	3.0	2.0	1.3	ND	2.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.1	0.9	1.4	1.8	0.8	0.8	ND	0.8	0.8
ホリ素	2.1	2.6	3.0	3.1	3.1	2.6	3.0	2.5	2.5	2.6	2.6	4.9	2.8	2.6	2.7	2.6	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.0	2.3	2.0	2.0	1	0.1	
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	5.3	5.1	5.6	5.1	5.2	3.5	4.5	4.1	3.5	3.5	4.1	3.1	3.3	3.6	2.3	2.3	1.6	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	14	14	12	10	37	30	31	45	8	9	38	34	28	34	24	17	17	15	18	4	ND	12	3	8	3	-	1
	全磷	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	2,300	1,840	2,000	1,520	1,550	1,330	1,470	1,400	1,400	1,400	1,480	1,390	1,330	1,180	1,120	1,080	944	943	1,020	690	704	901	603	967	585	-	1
	電気伝導率	635	462	694	542	478	314	274	280	560	502	517	523	502	432	467	399	413	400	354	339	320	403	272	336	249	-	0.1
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.018	0.009	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	0.020	ND	ND	ND	ND	0.010	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)

表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																						地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日		H27.5.19	H27.7.27	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17		
一般項目	pH	6.4	6.6	6.8	6.8	6.9	6.8	7.0	6.6	6.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.8	6.6	6.0	6.9	6.6	6.8	6.7	6.8	-	-
	BOD	12	23	24	20	14	8.9	22	16	17	6	5.8	6.4	7.1	11	21	7.8	15	2.7	21	2.6	16	10	12	-	0.5
	COD	110	58	65	67	69	74	92	77	60	57	61	72	64	75	66	62	62	5.6	66	43	46	33	43	-	0.5
	大腸菌群数	170	ND	ND	ND	4.0	11	ND	ND	4.5	ND	ND	790	22	23	ND	ND	1700	ND	4.5	-	-	-	-	-	-
	油分	5.9	3.1	4.0	5.7	4.4	4.9	5.8	3.8	4.6	2.9	1.8	3.4	3.5	5.4	3.0	4.9	3.2	3.4	3.7	ND	ND	ND	ND	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	有機磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.1
	鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	ND	ND	0.020	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002
	砒素	0.009	ND	ND	0.007	0.006	0.006	ND	0.008	0.011	0.009	0.013	0.011	0.007	0.011	0.008	0.009	0.014	0.042	0.008	0.007	0.023	0.008	0.064	0.01	0.005
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.035	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0009	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	0.0039	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	0.02	0.002
	ベンゼン	0.014	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.005	0.006	0.008	0.006	0.003	0.004	0.004	0.002	ND	0.003	0.006	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.01	0.001
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	10	10	
フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.8	0.8	
ホリ素	1.9	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.9	1.7	1.5	1.8	1	0.1
1,4-ジオキシン	2.4	0.85	1.0	1.2	1.5	1.4	1.1	1.3	2.3	1.4	0.84	1.1	0.96	1.3	0.80	0.41	0.86	0.88	0.94	0.82	0.95	0.67	0.87	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	3	5	4	3	4	4	3	4	3	3	3	3	2	3	3	3	4	5	3	3	3	3	4	-	1
	全燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1
	塩化物イオン	773	330	390	447	430	425	457	460	340	350	340	340	300	370	350	370	270	330	290	320	360	310	340	-	1
	電気伝導率	264	195	197	194	183	210	203	190	170	201	180	140	140	180	170	170	82	330	83	130	1600	160	160	-	0.1
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)

表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																								地下水の環境基準	検出下限		
調査年月日		H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.22	H25.11.13	H26.2.17	H26.5.13	H26.7.22	H26.11.25	H27.2.16			
一般項目	pH	7.0	7.0	7.0	6.9	7.3	6.9	7.2	7.7	6.8	6.9	6.9	7.2	6.9	6.8	6.8	7.1	7.1	6.7	6.7	7.1	6.9	7.1	6.7	6.7	6.7	-	-	
	BOD	3.9	6.6	1.0	2.7	0.5	1.6	1.7	1.1	0.9	ND	ND	0.7	0.6	ND	ND	ND	2.1	1.7	0.5	0.6	ND	ND	ND	0.6	1.3	-	0.5	
	COD	5.4	7.9	1.7	2.4	2.4	2.7	2.3	0.9	1.8	2.8	1.9	1.9	1.9	2.0	3.0	2.2	0.9	7.8	6.1	1.7	5.0	2.6	8.0	10	5.8	-	0.5	
	大腸菌群数	22	4.5	2.0	22	33	3.7	7.8	2.0	ND	13	22	540	7.8	11	11	70	ND	69	33	ND	7.8	ND	ND	7.8	ND	-	-	
	油分	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	0.5	ND	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1	
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	鉛	<u>0.024</u>	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002
	砒素	<u>0.016</u>	<u>0.016</u>	ND	<u>0.013</u>	ND	0.010	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	<u>0.012</u>	0.008	ND	ND	0.008	ND	<u>0.016</u>	0.009	<u>0.019</u>	<u>0.011</u>	<u>0.011</u>	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	0.0013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.011	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	<u>0.011</u>	<u>0.033</u>	0.006	<u>0.031</u>	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003
	チオヘンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	0.001	ND	0.010	<u>0.012</u>	0.007	0.006	<u>0.012</u>	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
フッ素	ND	ND	ND	<u>0.9</u>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8	
ホリ素	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	1	0.1	
1,4-ジオキシン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	0.008	ND	ND	0.006	ND	0.010	0.010	0.010	0.020	0.023	ND	0.017	0.027	0.045	0.025	0.026	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	1	4	ND	ND	1	ND	ND	ND	ND	ND	1.6	1.2	1.2	4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	1	
	全燐	ND	ND	ND	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	230	230	220	216	223	274	241	250	270	360	248	252	285	331	342	328	338	436	426	280	314	309	539	456	522	-	1	
	電気伝導率	98.6	94	94.6	90	83.7	53.4	47.3	49	110	136	102	109	115	130	133	118	133	168	176	100	127	117	207	174	193	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	0.033	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)

表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																								地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日		H27.5.19	H27.7.27	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.3.13	R1.5.21	R1.9.3	R1.11.19	R2.2.18	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17			
一般項目	pH	6.4	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	6.7	6.9	6.7	6.6	6.8	6.8	6.7	6.6	6.9	6.9	6.7	6.5	7.0	7.0	6.8	7.0	6.7	6.8	-	-	
	BOD	ND	0.7	ND	1.3	0.8	0.8	1.4	1.8	4.9	7.7	3.6	6.4	4.2	4.9	3.9	4.5	4.7	5.2	8.3	2.8	3.5	4.8	8.2	13	-	0.5	
	COD	6.9	6.4	7.2	6.5	7.4	6.3	7.4	7.7	8.8	7.2	6.0	8.5	8.2	7.1	5.8	7.8	9.2	9.2	15	10	9.3	12	21	27	-	0.5	
	大腸菌群数	ND	2.0	7.8	2.0	13	79	ND	ND	ND	ND	ND	ND	490	4.5	ND	ND	79	490	49	ND	-	-	-	-	-	-	1
	油分	ND	ND	1.2	ND	0.7	ND	0.9	ND	1.5	ND	ND	ND	ND	0.6	ND	0.5	0.5	ND	ND	0.7	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.1
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.02 <sup>(注9)</sup>	0.002	
	砒素	0.020	0.024	0.030	0.039	0.038	0.030	0.033	0.045	0.048	0.040	0.034	0.046	0.043	0.036	0.034	0.052	0.054	0.049	0.065	0.049	0.041	0.053	0.054	0.084	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	0.0005	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	0.0002	0.0011	0.0057	0.0059	0.002	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	0.019	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	0.021	0.002	ND	0.009	ND	0.003	ND	0.003	0.001	0.001	ND	0.003	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チケム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンソカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.02	0.002
	ベンゼン	0.015	0.001	0.001	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	0.01	0.001
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.01	0.005
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	10	10
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	0.8	0.8
ホウ素	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7	0.8	0.9	1.2	1.2	1.6	1.6	1.8	1.9	1	0.1	
1,4-ジオキサン	0.039	0.027	0.025	0.019	0.029	0.026	0.033	0.028	0.034	0.053	0.023	0.025	0.035	0.026	0.038	0.026	0.028	0.028	0.024	0.022	0.020	0.032	0.058	0.081	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	1	1	2	2	2	5	5	-	1	
	全燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND	0.1	0.1	ND	0.1	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	545	554	539	496	555	498	588	584	660	540	440	540	530	480	420	450	480	440	420	470	450	560	1200	860	-	1	
	電気伝導率	197	204	202	191	205	181	220	208	200	194	188	198	190	95	170	140	81	86	170	93	160	1900	290	290	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
アジモン	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

(注9)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(令和4年3月調査までの環境基準値は0.05mg/Lである。)

## 豊島における周辺環境モニタリング（水質）の結果

豊島における周辺環境モニタリングは、暫定的な環境保全措置の実施、高度排水処理施設等の建設・運転時、廃棄物等の掘削・運搬の開始後、各施設の供用停止・撤去後のそれぞれの段階において、周辺環境への影響を把握することを目的としており、これまで、バックグラウンドを確認する事前環境モニタリング、工事前及び工事中、掘削・運搬の開始後等の周辺地先海域及び海岸感潮域における調査を順次実施してきた。

今回、令和4年1月に実施した調査結果をとりまとめた。

### 1 調査の経緯

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	事前環境モニタリング	平成10年12月～平成11年12月 (4回実施)	暫定工事の開始前に、バックグラウンドを確認するため実施した。
	暫定的な環境保全措置 工事前	平成12年7月27日(木)	事前環境モニタリング終了後、暫定工事開始前に実施した。
	暫定的な環境保全措置 工事中	平成13年7月18日(水)	北海岸では本矢板の打設が終了しており、東側のドレーン工を実施していた。また、東側雨水排水路、透気遮水シートの施工中であり、西海岸においては掘削作業を実施していた。
		平成14年2月1日(金)	西海岸では埋め戻し施工中、西海岸北東部では透気遮水シート、水路の施工中であった。
	中間保管梱包施設、高度 排水処理施設建設工事中	平成14年7月23日(火)	中間保管梱包施設のピット部の基礎工事、高度排水処理施設の水槽部の基礎工事を実施していた。
		平成15年2月6日(木)	中間保管梱包施設の内部仕上げ及び外構工事、高度排水処理施設の無負荷運転を実施していた。
	廃棄物等の掘削・運搬 中、高度排水処理施設等 の運転中	平成15年5月15日(木) (水質調査)	中間処理施設試運転のため、廃棄物等の掘削・運搬作業及び高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成15年7月14日(月) (水質調査、底質調査)	
		平成15年10月24日(金) (水質調査、底質調査)	中間処理施設本格稼働後、廃棄物等の掘削・運搬作業及び高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年2月10日(火) (水質調査)	掘削現場の場内整備、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年6月1日(火) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年7月29日(木) (水質調査、底質調査)	
		平成16年11月2日(火) (水質調査、底質調査)	
		平成17年1月14日(金) (水質調査)	
		平成17年5月23日(月) (水質調査)	
平成17年7月21日(木) (水質調査、底質調査)			
平成17年11月7日(月) (水質調査)			
平成18年1月18日(水) (水質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成18年5月26日(金) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成18年8月8日(金) (水質調査、底質調査)	
		平成18年11月27日(月) (水質調査)	
		平成19年1月24日(水) (水質調査)	
		平成19年6月14日(木) (水質調査)	
		平成19年8月27日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成19年11月15日(木) (水質調査)	
		平成20年1月25日(金) (水質調査)	
		平成20年5月21日(水) (水質調査)	
		平成20年8月27日(水) (水質調査・底質調査)	
		平成20年11月17日(月) (水質調査)	
		平成21年1月28日(水) (水質調査)	
		平成21年5月21日(木) (水質調査)	
		平成21年8月19日(水) 平成21年8月20日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成21年11月6日(金) (水質調査)	
		平成22年1月20日(水) (水質調査)	
		平成22年5月27日(木) (水質調査)	
		平成22年8月30日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成22年11月11日(木) (水質調査)	
平成23年1月24日(月) 平成23年1月25日(火) (水質調査)			
平成23年6月29日(水) (水質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成23年8月26日(金) (水質調査・底質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成23年11月17日(木) (水質調査)	
		平成24年1月27日(金) (水質調査)	
		平成24年5月16日(水) (水質調査)	
		平成24年8月2日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成24年11月19日(月) (水質調査)	
		平成25年1月17日(木) (水質調査)	
		平成25年5月22日(水) (水質調査)	
		平成25年8月19日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成25年11月8日(金) (水質調査)	
		平成26年1月22日(水) (水質調査)	
		平成26年5月26日(水) (水質調査)	
		平成26年8月7日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成26年11月12日(水) (水質調査)	
		平成27年1月26日(月) (水質調査)	
		平成27年5月25日(金) (水質調査)	
		平成27年7月30日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成27年11月17日(火) (水質調査)	
		平成28年1月28日(木) (水質調査)	
平成28年5月19日(木) (水質調査)			
平成28年8月2日(火) (水質調査・底質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成28年11月18日(金) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成29年1月16日(月) (水質調査)	
	処分地内の構造物撤去中、高度排水処理施設等の運転中	平成29年5月25日(木) (水質調査)	処分地内の構造物撤去工事、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成29年7月24日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成29年11月9日(木) (水質調査)	
		平成30年1月22日(月) (水質調査)	
	高度排水処理施設等の運転中	平成30年5月14日(月) (水質調査)	高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成30年7月12日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成30年11月28日(水) (水質調査)	
		平成31年1月23日(水) (水質調査)	
令和元年7月4日(木) (水質調査・底質調査)			
令和2年8月17日(月) (水質調査・底質調査)			
令和2年10月23日(金) (水質調査)			
令和3年6月23日(水) (水質調査・底質調査)			
今回報告	処分地内の構造物撤去中、高度排水処理施設等の解体中	令和4年1月24日(月) (水質調査)	処分地内の構造物撤去工事、高度排水処理施設等の解体工事を実施していた。なお、遮水壁鋼矢板の引抜きは、未着手であった。



## 2 調査の概要

### (1) 調査地点（調査地点図参照）

#### 1) 海岸感潮域

##### ○水質調査

St-A（西海岸）、St-B（北海岸）及び St-E（北海岸）

### (2) 検体採取機関及び分析機関

① 検体採取機関：廃棄物対策課、環境保健研究センター

② 分析機関：環境保健研究センター

## 3 調査結果の概要

### (1) 海岸感潮域

#### 1) 水質調査

これまでの調査結果と比べて、特段の差異は見られなかった。

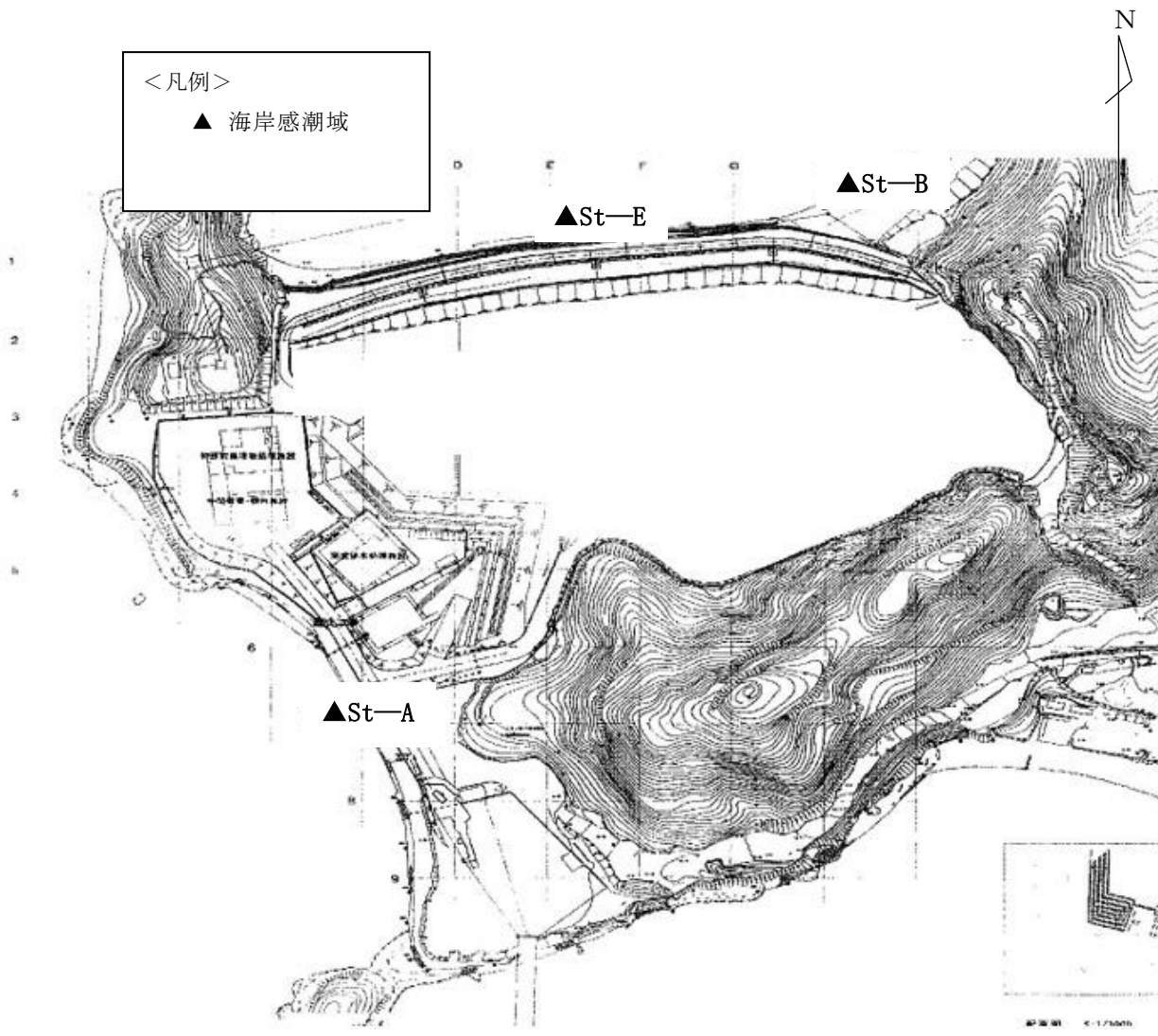
##### ○一般項目（7項目）

・全ての項目及び地点で、管理基準を満足していた。

##### ○健康項目（18項目）

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が全ての地点において検出されたが、管理基準を満足していた。

・その他の項目は全ての地点で管理基準を満足していた。



調査地点図















- 1) 単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の数値は、NDと表記する。
- 2) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。塩化物イオンは3桁とする。
- 3) 事前環境モニタリング：H11.1.21、H11.6.16、H11.9.9、H11.11.29実施 平成12年度：H12.7.27実施 平成13年度：H13.7.18、H14.2.1実施 平成14年度：H14.7.23、H15.2.6実施  
平成15年度：H15.5.15、H15.7.14、H15.10.24、H16.2.10実施 平成16年度：H16.6.1、H16.7.29、H16.11.2、H17.1.14実施 平成17年度：H17.5.23、H17.7.21、H17.11.7、H18.1.18実施  
平成18年度：H18.5.26、H18.8.8、H18.11.27、H19.1.24実施 平成19年度：H19.6.14、H19.8.27、H19.11.15、H20.1.25実施 平成20年度：H20.5.21、H20.8.27、H20.11.17、H21.1.28実施  
平成21年度：H21.5.21、H21.8.19(H21.8.20)、H21.11.6、H22.1.20実施 平成22年度：H22.5.27、H22.8.30、H22.11.11、H23.1.25実施 平成23年度：H23.6.29、H23.8.26、H23.11.17、H24.1.27実施  
平成24年度：H24.5.16、H24.8.2、H24.11.19、H25.1.17実施 平成25年度：H25.5.22、H25.8.19、H25.11.8、H26.1.22実施 平成26年度：H26.5.26、H26.8.7、H26.11.12、H27.1.26実施  
平成27年度：H27.5.15、H27.7.30、H27.11.17、H28.1.28実施 平成28年度：H28.5.19、H28.8.2、H28.11.18、H29.1.16実施 平成29年度：H29.5.25、H29.7.24、H29.11.9、H30.1.22実施  
平成30年度：H30.5.14、H30.7.12、H30.11.28、H31.1.23実施
- 4) ダイオキシン類(コプラ-PCBを含む)は、事前環境モニタリングについては1回分の測定データである。
- 5) 環境省通知に基づき、検出下限を変更した。(平成17年7月調査までの検出下限値は0.001mg/Lである。)
- 6) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成23年10月調査までの管理基準値は0.2mg/Lである。)
- 7) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.1mg/Lである。)
- 8) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成18年11月調査までの環境基準値は5mg/Lである。)
- 9) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成27年9月調査までの環境基準値は0.3mg/Lである。)
- 10) 平成30年度に項目、頻度等の見直しを行った。

## 健康管理委員会の審議概要

第37回豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会（以下、「健康管理委員会」という。）を令和3年10月21日に開催し、第38回健康管理委員会を令和4年2月に書面審議（R4.2.16資料送付、R4.2.24決定事項の報告）により行ったので、その審議概要等について報告する。

### 1. 第37回健康管理委員会

#### （1）新型コロナウイルス感染症の感染者発生に伴う対応

令和3年8月から9月にわたる新型コロナウイルス感染症の感染者発生について、当時の状況や対応を報告した。

#### （2）新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応の見直し

（1）の発生を受け、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」（以下、「コロナ対応マニュアル」という。）の見直しを行い、「感染者発生時の対応」を追加する改正案について、審議・了承された。

### 2. 第38回健康管理委員会

#### （1）作業現場巡視の実施状況

令和3年11月11日に実施した作業現場巡視において、高度排水処理施設の撤去工事では強風に注意すること、集水井撤去工事では転落防止柵等を設置すること等を御指導いただいたことを報告した。

#### （2）新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応の見直し

コロナ対応マニュアルについて、国の対応方針の変更に伴う引用資料の更新等を反映した改定案について、審議・了承された。（資料14・Ⅱ／7－2参照）

## 豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の目次案の改訂と進捗報告

豊島廃棄物等処理事業報告書（仮称）の目次案等については、第 45 回豊島廃棄物等管理委員会（H29. 4. 16 開催）、第 11 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R3. 3. 25web 開催）及び第 12 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R3. 8. 19web 開催）において審議・了承されたが、その後、記載内容の検討を進める中で項目の追加等が必要になったので、目次案を別紙 1 のとおり修正する。

なお、現在は、次回のフォローアップ委員会で審議を受けるため、素案の作成を行っているところである。

## 豊島廃棄物等処理事業報告書

豊島廃棄物等の処理を終えて-豊かな島の再生と循環型社会実現への道程- (仮称)

### 目次 (案)

編・章・節・項で構成されるが、節や項にはついては十分に検討されておらず、掲載されていない箇所も多い。今後の素案作成の過程で整備を進めていく予定である。

下線部…前回審議 (令和3年8月19日第12回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会) からの変更箇所

#### 第1編 はじめに

##### 1 事業者挨拶

香川県 浜田恵造知事 挨拶

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 永田勝也委員長 挨拶

##### 2 共創的関与者挨拶

直島町 小林眞一町長 挨拶

廃棄物対策豊島住民会議 議長 挨拶

##### 3 関係者挨拶

環境大臣 挨拶

公害等調整委員会委員長 挨拶

豊島廃棄物処理協議会 高月紘会長 挨拶

##### 4 地元関係者挨拶

直島漁業協同組合 高野勇代表理事組合長 挨拶

三菱マテリアル(株)直島製錬所 所長 挨拶

#### 第1章 これまでの豊島廃棄物等処理事業のまとめ

##### 1 豊島問題の経緯

##### 2 豊島廃棄物等処理事業の概要

##### 3 事業実施に当たっての基本的認識

##### 4 事業遂行に当たっての基本的対応 - 「共創」の理念に基づく実施体制の構築 -

#### 第2編 豊島廃棄物等の処理実施が完了するまでに至るまで

##### 第1章 調停成立に至るまで

##### 1 豊島問題が生じた経緯

##### 1-1 発端

##### 1-2 兵庫県警による強制捜査等

##### 2 公害調停の開始

##### 2-1 公害調停のあらまし

- 2-2 公害調停の協議内容（非公開を原則としているため、一部のみ）
- 2-3 調停委員会の調査結果
- 3 中間合意の成立
  - 3-1 中間合意までの道のり
  - 3-2 中間合意の概要
- 4 技術検討委員会での議論・報告
  - 4-1 第1次技術検討委員会
  - 4-2 第2次技術検討委員会
  - 4-3 第3次技術検討委員会
- 5 直島処理案の提示と直島町の受入れ
  - 5-1 直島町議会全員協議会での直島処理案の提案
  - 5-2 直島町から提示された4条件
  - 5-3 風評被害対策条例の制定に向けた検討
  - 5-4 住民説明会・アンケートの実施
  - 5-5 直島町長の受入れ

## 第2章 事業開始に至るまで

- 1 公害調停の成立
  - 1-1 調停条項の概要
  - 1-2 調停成立後の知事コメント
  - 1-3 技術委員会への移行、処理協議会の設置
- 2 技術委員会での議論
  - 2-1 各回で審議したことの概要
  - 2-2 情報表示システム、海上輸送体制の構築等
  - 2-3 管理委員会への移行
- 3 暫定的な環境保全措置の実施
  - 3-1 遮水壁の打設
  - 3-2 廃棄物等の移動
  - 3-3 透気・遮水シートの敷設
- 4 処理事業を担う施設の整備
  - 4-1 中間処理施設
  - 4-2 中間保管・梱包施設／特殊前処理物処理施設
  - 4-3 高度排水処理施設
  - 4-4 その他施設

## ~~第3章 処理完了後に新たに見つかった廃棄物~~

## 第3編 豊島廃棄物等管理委員会の活動—処理事業の実施—

### 第1章 廃棄物等の掘削から焼却・溶融等の処理まで

- 1 処理スキームの概要
- 2 掘削
  - 2-1 基本的な考え方
  - 2-2 底面掘削と掘削完了判定調査
  - 2-3 第2次掘削計画
  - 2-4 第3次掘削計画
- 3 混合・均質化
  - 3-1 土壌比率
  - 3-2 混合面の移設
- 4 輸送（海上・陸上）
  - 4-1 概要説明
  - 4-2 コンテナトラック
  - 4-3 輸送船
  - 4-4 栈橋等の改修・点検等
- 5 中間処理
  - ~~5-1 溶融・焼却のスキーム~~
- 6 その他の廃棄物処理
  - 6-1 直下汚染土壌
  - 6-2 特殊前処理物等
  - 6-3 覆土
- 7 新たに見つかった廃棄物の処理
  - ~~7-1 汚泥~~
  - ~~7-2 内容物入りドラム缶~~
  - ~~7-3 空ドラム缶~~
  - ~~7-4 豊島処分地における残存廃棄物の処理の状況~~
  - 7-1 新たな廃棄物等の出現
  - 7-2 廃棄物等の存否の確認調査
  - 7-3 追加の確認調査
  - 7-4 新たに見つかった廃棄物の処理
- 8 周辺環境の保全対策
  - 8-1 調査の目的及び方法
  - 8-2 評価方法及び結果の公開

## 第2章 事業の実施—副成物の有効利用—

- 1 副成物の概要
- 2 スラグの有効利用
- 3 溶融飛灰・銅メタルの有効活用
- 4 アルミニウム
- 5 弱磁性体鉄

### 第3章 作業環境上の安全対策

#### 1 健康管理委員会の概要

##### 1-1 目的と任務

##### 1-2 組織と委員会の実施

##### 1-3 各種マニュアルの整備

#### 2 ひやり・ハット等への対策

### 第4章 処理対象物の推移（性状・量）

#### 1 見直しの経緯

#### 2 測量による残存量の推計

#### 3 各種測量方法（レーザー・GPS）

#### 4 処理量における計画と実績の推移

#### 5 公調委調査との差とその理由

### 第5章 廃棄物等の処理量アップ対策

#### 1 豊島側

#### 2 中間処理施設側

#### 3 その他

### 第6章 国等とのやり取り

#### 1 豊島廃棄物等処理事業の実現可能性調査への補助

#### 2 施設整備に係る補助

##### 2-1 廃棄物処理施設整備費（廃棄物再生利用施設）国庫補助金について

##### 2-2 中間保管・梱包施設／特殊前処理物処理施設

##### 2-3 中間処理施設

#### 3 特措法とその延長並びにそれに基づく実施計画の策定と変更

#### 4 国への届け出

##### 4-1 自然公園法に基づく届出等

##### 4-2 PRTTR法に基づく届出

##### 4-3 省エネ法に対する対応

### 第7章 排水・地下水浄化対策

#### 1 排水・浄化対策の概要

#### 2 排水・浄化施設毎の説明

##### 2-1 原水調整設備

##### 2-2 アルカリ凝集沈殿処理設備

##### 2-3 生物処理設備

##### 2-4 凝集膜ろ過処理設備

- [2-5 ダイオキシン類分解処理設備](#)
- [2-6 活性炭吸着処理設備](#)
- [2-7 キレート吸着処理設備](#)
- 3 概況調査・詳細調査の状況
  - [3-1 概要](#)
  - [3-2 調査手法等](#)
  - [3-3 調査結果](#)
- 4 地下水浄化対策
  - ~~4-5 周辺環境モニタリングの実施と結果~~
    - ~~[4-5-1 豊島周辺海域](#)~~
    - ~~[4-5-2 調査の概要](#)~~
  - ~~5-6 水生生物等の調査と結果~~
    - ~~[5-6-1 アマモ場及びガラモ場調査](#)~~
    - ~~[5-6-2 調査の概要](#)~~
- ~~6 今後の対策~~

## 第8章 発生したトラブルとその対応

- 1 各種施設におけるトラブル
  - ~~[1-1-1 中間処理施設における/中間保管・梱包施設/高度排水処理施設](#)~~
  - [1-1 溶融炉の水素爆発](#)
  - [1-2 中間処理施設におけるトラブル](#)
  - [1-3 中間保管・梱包施設におけるトラブル](#)
  - [1-4 高度排水処理施設におけるトラブル](#)
- 2 陸上・海上輸送におけるトラブル
  - [2-1 海上輸送に関するトラブルとその対応について](#)
  - [2-2 陸上輸送に関するトラブルとその対応について](#)

## 第9章 事業の適切な実施・管理のための外部評価業務

- 1 業務の概要
- 2 これまでの評価・指摘
- 3 当該評価を行った意義

## [第10章 風評被害対策](#)

## [第11章 事業に要したコスト](#)

## [第12章 事業に要した資源等](#)

## 第13章 事業の環境性・経済性の評価



- 1 評価の概要
- 2 豊島事業の環境性評価
  - [2-1 工程別の環境性評価の比較](#)
  - [2-2 中間処理工程における環境負荷の変動](#)
  - [2-3 掘削工程における環境負荷の変動](#)
  - [2-4 輸送工程における環境負荷の変動](#)
  - [2-5 事業全体の環境負荷の変動傾向](#)
- 3 豊島事業の経済性評価
  - [3-1 工程別の経済性評価の比較](#)
  - [3-2 中間処理工程における経済性の変動](#)
  - [3-3 掘削工程における経済性の変動](#)
  - [3-4 輸送工程における経済性の変動](#)
  - [3-5 事業全体の経済性の変動傾向](#)
- 4 豊島事業の環境性・経済性の総合的評価
- 5 当該評価を行った意義

#### 第14章 積極的な情報の公開と共有

- 1 情報公開・共有に係る考え方
- 2 情報表示システムの整備・管理
- 3 県HPでの開示（豊島廃棄物等処理事業情報）
- 4 緊急時の情報提供
- 5 住民等からの意見
- 6 見学者の受入れ

#### 第15章 豊島事業関連施設の撤去等

- 1 豊島施設の撤去等
  - [1-1 豊島中間保管・梱包施設](#)
  - [1-2 高度排水処理施設及び豊島専用栈橋](#)
- 2 直島中間処理施設の撤去等

### 第4編 各種施設の維持管理

#### 第1章 共通（豊島・直島共通）

- [1 基本的な考え方](#)
- [2 実際の維持管理に関する具体的検討内容](#)

#### 第2章 豊島処分地

- [1 掘削現場の概要](#)
- [2 掘削現場の維持管理](#)
- [3 掘削現場での対応](#)

### 第3章 海上輸送・陸上輸送

#### 1 海上輸送（輸送船のメンテナンス）

#### 2 陸上輸送（車両のメンテナンス）

### 第4章 中間処理施設

#### 1 中間処理施設の概要

#### 2 中間処理施設の維持管理

#### 3 中間処理施設トラブル解析

##### 3-1 初期トラブルの事例

##### 3-2 ヒューマンエラーの事例

##### 3-3 経年劣化によるトラブル事例

##### 3-4 性状変化によるトラブル事例

##### 3-5 溶融炉の水素爆発

##### 3-6 豊島廃棄物等処理事業の安全性解析

#### 4 トラブル対応の成果

### 第5章 高度排水処理施設

#### 1 高度排水処理施設の概要

#### 2 高度排水処理施設の維持管理

#### 3 高度排水処理施設の大規模補修

#### 4 高度排水処理施設の雨水増加及び高濃度油分への対応

#### 5 既存設備の活用及び実験

#### 6 環境技術の発展に貢献

## 第5編 共創的関与者との関わり合い

### 第1章 豊島住民との関わり合い

#### 1 処理協議会

#### 2 事務連絡会

### 第2章 直島町民との関わり合い

#### 1 エコアイランドなおしまプランの策定

#### 2 豊島廃棄物等海上輸送連絡調整会

#### 3 環境のまち・直島推進委員会

#### 4 直島町活性化対策特別委員会

#### ~~5 風評被害対策~~

## 第6編 豊島廃棄物等の処理を終えて

## 第1章 豊島事件の教訓

## 第2章 今後の課題

### 1 2R(リデュース、リユース)の推進

### 2 リサイクルの促進

### 3 廃棄物の適正処理の推進

### 4 災害廃棄物処理

## 第3章 本事業で発見・展開された技術等

## 第4章 処理事業に対する思い

### 1 豊島廃棄物等管理委員会(委員・技術アドバイザー)

### 2 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

### 3 田代健弁護士

### ~~4 岡市友利前豊島廃棄物処理協議会会長~~

### ~~5 氏家睦夫前豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会委員長~~

### 4 須那滋豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会委員長

### ~~6 5 株式会社NTTデータ経営研究所~~

### ~~7 6 杵築技術士事務所~~

### ~~8 7 Kubota環境サービス株式会社~~

### ~~9 8 日本通運株式会社~~

### 10 9 土庄中央漁業協同組合

### 11 10 唐櫃漁業協同組合

### 12 11 土庄町

### 13 12 岡山県

### 14 13 玉野市

### 15 14 福岡県

### 16 15 豊島弁護団

## 第5章 特別寄稿

真鍋武紀前知事

## 第7編 その他

### 第1章 用語集

### 第2章 年表

### 第3章 中間合意・調停条項等

### 第4章 協定・覚書等

第5章 図面や図表・写真

第6章 報告書一覧

第~~6~~7章 マニュアル(名称のみ)一覧

第8章 委員発表資料等

## これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告

### 1. 概要

これまで豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施に当たっては、積極的な情報公開に努めてきた。「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業に関する情報公開の状況」（第8回フォローアップ委員会資料8・Ⅱ／6－5）で報告したとおり、当委員会の資料等は県ホームページ（豊島問題ページ）に掲載している。しかしながら、過去の委員会等の資料については、掲載しておらず、今後順次公開作業を進めていく。今回は現在の進捗状況について報告する。

### 2. 各資料の県ホームページ上での公開状況

#### （1）フォローアップ委員会資料

表1に示すとおり、当委員会の資料について第1回から第12回までの議事録並びに第1回から第13回までの会議資料を公開している。

なお、第13回の議事録は作成中であり、まとめ次第、公開予定である。

#### （2）地下水・雨水等対策検討会、撤去等検討会資料

表1のとおり、地下水・雨水等対策検討会については第1回から第22回まで、また、撤去等検討会については第1回から第12回までの議事録を公開している。各回の会議資料等は今後公開予定である。

#### （3）過去の委員会資料等

表1のとおり、豊島廃棄物等管理委員会及び豊島廃棄物等技術委員会については、各回の議事録を公開している。会議資料については今後公開予定である。

#### （4）各種の報告書

表2のとおり、豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書等を公開しており、その他の報告書については今後公開予定である。

### 3. 今後の対応

引き続きフォローアップ委員会の資料を順次公開するとともに、地下水・雨水等対策検討会、撤去等検討会の資料の公開作業を進める。これらの対応が完了した後、豊島廃棄物等管理委員会、豊島廃棄物等技術委員会、豊島廃棄物等処理技術検討委員会及び各種の報告書の順に、資料の公開作業を行う予定である。

表1 各委員会等の資料の県HP上での公開状況 (R4.4.11時点)

会議名	開催回数	議事録	会議資料
フォローアップ委員会	1～12	済	済
	13	未	済
地下水・雨水等対策検討会	1～22	済	未
	23	未	未
撤去等検討会	1～12	済	未
	13～15	未	未
豊島廃棄物等管理委員会	1～46	済	未
排水・地下水等対策検討会	1～8	未	未
	9～27	済	未
撤去等に関する検討会	1～3	済	未
豊島廃棄物等技術委員会	1～20	済	未
暫定措置分科会	1～5	済	未
中間処理分科会	1～5	済	未
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	未	未
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	未	未
暫定措置・掘削分科会	1～5	未	未
中間処理・リサイクル分科会	1～5	未	未
第1次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～15	未	未

表2 各種の報告書の県HP上での公開状況 (R4.4.11時点)

報告書名	公開状況
豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書	済
豊島廃棄物等対策調査「中間処理施設の整備に関する事項」報告書	済
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書 — 県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討 —	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書（追加検討分） — 県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討 — 環境面を中心とした緊急時の対応と安全を主とした廃棄物の船舶輸送に関する技術的検討	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第I編（施設整備編）	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第II編（マニュアル編）	未
豊島廃棄物等技術委員会報告書第III編（環境モニタリング編）	未
2号溶融炉における小爆発事故再発防止対策 確認試験結果報告書	未
安全性再評価によるリスク抽出項目安全対策 確認試験結果報告書	未
豊島事業関連施設の撤去についての第I期工事等に関する報告書 ～ 豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設並びに直島の中間処理施設及び専用棧橋の撤去等～	未
豊島廃棄物処理事業における溶融スラグの有効利用に関する最終報告書	未

2022/3/14

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会  
豊島処分地地下水・雨水等対策検討会  
豊島事業関連施設の撤去等検討会  
委員並びに関係者 各位

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会  
委員長 永田 勝也

### 「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」の発出について

豊島廃棄物処理協議会会長でもある高月紘京都大学名誉教授と協議し、標記の要請を2022年3月11日に香川県並びに廃棄物対策豊島住民会議に提示しました。なお、本要請は現状を憂慮し、こうした状況を打開する最終的な豊島問題の解決の道筋の提案を目指して、高月先生・永田共に個人の立場で発出しました。

発出の主な理由は、以下のとおりです。

- ① 昨年の後半から事務連絡会・拡大事務連絡会において、住民会議への引渡し時の形態・形状を意識した豊島処分地の整地について、県並びに住民会議で本格的な協議が進められているが、これまでのところ合意の見通しはまったく立っていない。
- ② また、議論の状況を見るに、事業の終盤にきたこの段階で、これまでの『共創』の理念に基づく対応から離れ、極めて残念な状況に陥っており、さらに両者の関係は今後ますます悪化していくように見受けられる。
- ③ 上述した整地については、産廃特措法の延長期限を控えた来年度の後半には、工事の実施・完了が必要であり、そのためにはフォローアップ委員会での検討・審議を来年度の前半に行わなければならない。

発出にあたっては、事前に県並びに住民会議に説明し、住民会議からは「要請を全面的に受入れる」との回答を頂いています。一方、県からは「一部に賛同できかねる箇所がある」との主旨の回答を頂戴しています。今後、両者で協議を開始して頂きます。高月先生・永田共に必要とされる局面では、この協議に関与してまいりたい所存です。

個人の資格による要請の発出ではありますが、フォローアップ委員会委員並びに関係者の各位に要請発出の詳細な理由を別添の資料でお示ししておきます。なお、この要請の提示が2022年2月1日付の豊島住民会議からのフォローアップ委員会宛の要請書に対する回答でもあることを申し添えます。

高月・永田による「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」の発出とその理由

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会  
委員長 永田勝也

標記の要請を、豊島廃棄物処理協議会会長でもある高月紘京都大学名誉教授と協議し、2022年3月11日に香川県(以下、県という)並びに廃棄物対策豊島住民会議(以下、住民会議という)に提示した。全文を添付資料1として掲げておく。

発出の理由

1. 引渡しを意識した豊島処分地の整地に関する県並びに住民会議の協議状況
  - ① 昨年の後半から事務連絡会・拡大事務連絡会において、県から住民会議への引き渡し時の形態・形状を意識した豊島処分地の整地について、県並びに住民会議で協議が進められているが、合意に至る状況にない。
  - ② また、議論の状況を見るに、事業の終盤に来たこの段階で、これまでの「共創」の理念に基づく対応が忘れ去られた誠に残念な状態にあり、県並びに住民会議両者の関係は悪化傾向にあるように見受けられる。
  - ③ 上述した整地は、産廃特措法の延長期間である来年度の後半には工事を実施しなければならず、そのためには来年度の前半のフォローアップ委員会での検討を経て、その計画が決定されなければならない。
  - ④ こうした状況から、今回の要請の発出を行った。
  
2. 「調停条項」第9条に基づく引き渡し時の豊島処分地の形態・形状と現状での住民会議からの提案
  - ① 調停が成立した2000年6月当時においては、引き渡しを受けた後に豊島3自治会では豊島処分地を有効活用する意図があったと想定される。これは調停条項第9条の記述内容からも読み取れる(調停条項第9条をはじめとする関連箇所を添付資料2に示す)。
  - ② その後、2017年7月30日には住民会議からフォローアップ委員会に宛て、「豊島処分地の自然海岸化に関する検討のお願い」が提出された。このなかで、上述したような跡地利用では次世代に過大な負担を強いることになり、跡地の十分な維持保全が行えないことが憂慮され、結論として北海岸土堰堤を撤去して処分地を自然海岸化することが望ましいとの結論に至ったことが述べられている。大きな方針転換である。
  - ③ 跡地に対する次世代の対応は、少子高齢化が急速に進展し、経済規模の縮小が予想される我が国では、いずれの地域でも必然の事態と理解され、結論としての自然海岸化に賛同する。
  - ④ また、跡地が維持保全されずに放置されれば、台風、高潮や高波等によりこれまでも経験したように土堰堤の破壊が進み、土砂が海に流失し、海洋汚染へと繋がることになる。跡



地を放置すれば、自然の力で豊島処分地の北海岸が、現状から添付資料 3 の写真のように以前の状態に戻るであろうことは容易に想像できる。引き渡しを受けてからの可能な限り速やかな自然海岸化の実現は、海洋汚染の回避に繋がるものである。

- ⑤ しかしながら、この豊島処分地北海岸の自然海岸化を現行の調停条項第9条の解釈として実現するには無理があり、調停条項の改訂が必要である。
- ⑥ 一方で、調停条項の改訂には県民の理解や県議会での承認が必要であり、その実現は極めて困難と判断される。
- ⑦ また、現在でも継続して実施している豊島処分地の地下水の浄化作業には、土堰堤の維持保全により海水の流入が生じないような対応が必要であり、来年度に検討・実施予定の整地には、このことを考慮しておかねばならない。
- ⑧ 豊島問題は豊島住民の市民運動から始まった。我が国が誇る美しい瀬戸内の海に、それにふさわしいかたちで豊島処分地を返す最後の取り組みを、また NPO による市民運動として実施することは意義のあることと思う。
- ⑨ 以上の状況から、今般の要請を発出した。

### 3. 2022年2月1日付豊島住民会議からの要請書への回答

- ① 標記の要請書の主旨は、以下の3点に関するフォローアップ委員会での検討依頼である。
  - ・県提案による北海岸土堰堤に関する安全性及び安定性
  - ・同じく県提案の整地案に関する安全性
  - ・住民会議提案の北海岸土堰堤の撤去案に関する工事方法、工事費及び工期
- ② 先に述べたように、住民会議の強く望むところは自然海岸化であり、上記の検討内容は、その対抗案としての県の土堰堤残置案について、問題点等を掲げたものである。
- ③ すなわち、県に自然海岸化を認めさせるための作為的なものであり、いわゆる「為にする議論」であって、フォローアップ委員会での検討・審議すべき事項とはいえないものである。こうしたかたちでフォローアップ委員会を利用する住民会議の姿勢には強い違和感を覚える。
- ④ フォローアップ委員会で土堰堤や整地の安全性等を検討するのは、その基本的条件が決定された後のことであり、この基本的条件は県並びに住民会議の協議により決められるべきものである。
- ⑤ 上記検討依頼事項の3番目、自然海岸化の工事費等については、県が自然海岸化の否定の根拠として、工事費が高くなる点を挙げたことによるものであると理解する。工事費が安くなれば県として自然海岸化を実現するような印象を与えたことを、県は厳に反省しなければならない。
- ⑥ 同様に、県は自然海岸化の否定理由として、その工事時の海洋汚染の発生を挙げている。しかしながら、引き渡し後の速やかな自然海岸化が、逆に海洋汚染の防止に寄与するのは前述したとおりである。また、自然海岸化の工事における海洋汚染の防止は、これまでに実施した直島棧橋の撤去工事で示したように、十分に対処可能なものである。
- ⑦ いずれにしても、今般の高月・永田からの要請の内容が住民会議からの要請書に対する回答にもなっていると確信する。

2022/3/11

## 香川県並びに豊島住民会議に対する要請

高月 紘

永田 勝也

現下の状況に鑑み、香川県並びに廃棄物対策豊島住民会議(以下、豊島住民会議という)に、以下の対応を要請する。

すなわち、

1. 豊島処分地の豊島住民会議への引渡しとその後の自然海岸化を含む豊島処分地の環境整備を2段階で実現するものとする。
2. 引渡し後の豊島処分地の環境整備等に対応するため、豊島住民会議は関係者の支援・協力を得て適切な時期に NPO 法人を組織する。この NPO 法人によって引渡し後の豊島処分地の自然海岸化等を実現させる。
3. 香川県並びに豊島住民会議は以下の内容を盛り込んだ豊島処分地の引渡しに関する事項に合意する。
  - (1) 「調停条項」第9条に従って豊島処分地の引渡しを行う前に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は以下を確認する。
    - ① 所定の施設等の撤去の完了
    - ② 豊島処分地全域での地下水の浄化の完了:「地下水における環境基準の到達・達成マニュアル」に基づく環境基準の達成の確認
  - (2) 「調停条項」第9条に基づく豊島処分地の引き渡しの形状・形態としては、土堰堤を残置するものとし、詳細は別途定める図面による。
  - (3) また引渡しにあたっては、豊島住民会議は引渡し時の処分地の形状・形態が上記の図面と合致するものであることを確認する。
  - (4) NPO 法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。
  - (5) 引渡し後に NPO 法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。
  - (6) また NPO 法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌等が見出された場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。

## 調停条項(平成 12 年 6 月 6 日成立) 抜粋

## 9(豊島内施設の撤去及び土地の引渡し)

- (1) 香川県は、豊島内施設の各施設を存置する目的を達したときは、速やかに、当該施設が存在する土地の地上権を消滅させるとともに、当該施設を撤去してその土地を豊島3自治会に引き渡す。
- (2) 北海岸の土堰堤の保全にかかる施設及び遮水壁とその関連施設(これらの施設については、地下水の遮水機能は解除する。)は、当該施設を存置する目的を達したときは、土地の一部になるものとし、これを豊島3自治会に引き渡す。
- (3) 香川県は、本件処分地を引き渡す場合、あらかじめ、技術検討委員会の検討結果に従い、専門家により、本件廃棄物等の撤去及び地下水等の浄化が完了したことの確認を受け、本件処分地を海水が浸入しない高さとしたうえ、危険のない状態に整地する。

## 12(本件紛争の終結等)

- (1) 申請人らと香川県は、本調停によって本件紛争の一切が解決したことを確認する。
- (2) 申請人らと香川県は、今後互いに協力して本調停条項に定めた事項の円滑な実施に努めるものとし、さらに、香川県においては、県内の離島とともに豊島について離島振興の推進に努力するものとする。



写真 2020年2月5日(香川県より)



放置すれば土堰堤は破壊・消滅し、いずれこのように自然海岸化することになる。

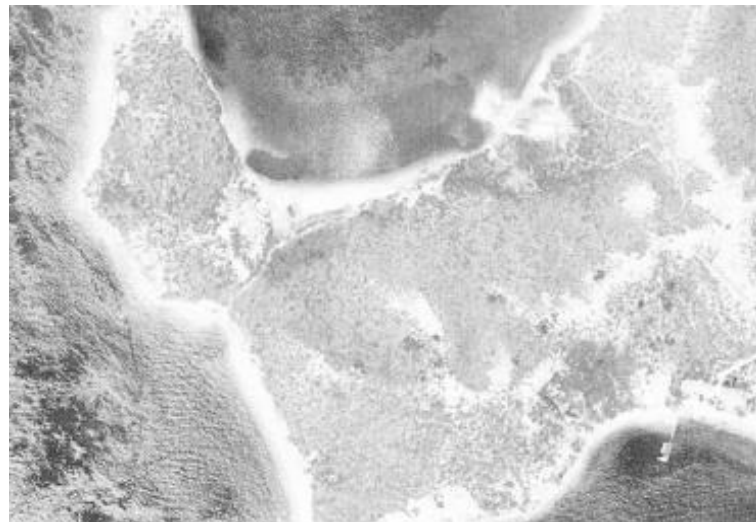


写真 1966年7月4日(豊島住民会議資料より)